

新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備 （第二段階）（基準規則及びその解釈のうち実用発電用原子炉施設関係） に対する意見募集の結果について

令和元年 12 月 25 日
原子力規制委員会

1. 概要

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（案）、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（案）、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則一部改正案及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 一部改正案について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく意見募集を実施しました。

期 間： 令和元年 9 月 26 日から同年 10 月 25 日まで（30 日間）

対 象： 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（案）

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（案）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 一部改正案

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 一部改正案

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及び FAX

2. 意見公募の結果

○御意見数：27 件※

○御意見に対する考え方：別紙のとおり

※御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数については、別紙のとおり 243 件。

1. 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（案）に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	規則・解釈の随所の第二条（定義）に規定する「保安活動」、「プロセス」の定義と第二十三条に規定する「個別業務」、「個別業務プロセス」のそれぞれの用語の定義が不明確のため、随所の規定条文の使い分けが矛盾しており、これらの用語を引用している規定条文が理解しづらいため、第二条の規定条文に「個別業務」、「個別業務プロセス」を追加するとともに、各用語（相互）の定義を明確化する必要があると考えます。また、「プロセスとは一連の活動及び手順」と第二条で規定しておりますが、第二条第4項第一号の規定条文では『・・・プロセスの運用・・・』と規定している箇所があるため、整合を図る必要があると考えます。	「保安活動」は、第2条第2項第1号において「原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動」と定義しており、「個別業務」は、同項第9号において「保安活動を構成する個別の業務」と定義しており、「プロセス」は同項第3号において「意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順」と定義しています。 これらの相互関係は、保安活動の構成要素として個別業務があり、個別業務の構成要素としてプロセスがあります。したがって、「プロセスの運用」は「活動及び手順の運用」となります。 なお、第23条に規定する「個別業務プロセス」については、上記の相互関係と整合していなかったため、現行規則のとおり「個別業務」に修正します。
2	第二条第2項第五号 当該条項の第五号に規定する「（経営責任者等に求める）原子力安全のためのリーダーシップ」とは、「・・・主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう」と定義しておりますが、経営責任者が組織の品質方針及び品質目標を定めること自体がリーダーシップであり、また、規定条文末の「能力」と規定した場合には、その保有すべき能力を保持していることを確認し、実証する必要が生じることになり意味をなさない為、（・・・ことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。）を削除し、『・・・主体的に取り組む。』に修正する必要があると考えます。	第2条第2項第5号は、「原子力の安全のためのリーダーシップ」の定義を記載しており、経営責任者は、リーダーシップ（能力）を発揮して品質マネジメントシステムの実効性を維持することを第9条において求めています。経営責任者が組織の品質方針及び品質目標を定めること自体がリーダーシップではありません。したがって、原案のとおりとします。
3	第二条第二項五号 「原子力の安全のためのリーダーシップ」の定義について、経営責任者と管理者の条文における要求事項が記載されているだけなので、この定義は不要ではないでしょうか。定義が必要なのであれば、GSR part2などを参考に「リーダーシップ」を定義してはどうでしょうか。	「原子力の安全のためのリーダーシップ」の定義は、GSR Part2を含む国際的な文書や議論を踏まえて定義したものです。本規則の重要な用語ですので、定義は必要と考えます。
4	規則等名：原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 条項番号：第二条第2項第五号 コメント：『五 「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、～～並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及	本規則では、第9条に経営責任者の、第16条に管理者の原子力の安全のためのリーダーシップに係る要求事項を規定しています。それぞれの立場におけるリーダーシップを規定したものであり、御意見には当たりません。

	び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう』とリーダーシップを定義しているが、「組織の安全文化のあるべき姿」を定めることは、トップマネジメントに限定した要求事項であり、管理者を含む QMS 組織の要員も含めたリーダーシップの定義には馴染まないこと、および、トップマネジメントがリーダーシップを発揮して行なう上記の事項は九条に記載されていることから、リーダーシップの定義を削除するか、解釈に「リーダーシップの例示」として示すべきと考える。	
5	第二条 2 項五号 「原子力の安全のためのリーダーシップ」の定義に「組織の安全文化のあるべき姿を定めて」と記載されているが、以降の条項に「組織の安全文化のあるべき姿を定める」といった要求事項が記載されていないため、例えば以下のように第九条に記載し明確化してはどうか。 一 品質方針を定めること 二 組織の安全文化のあるべき姿が定められているようにすること 三 品質目標が定められているようにすること ここで「組織の安全文化のあるべき姿」は必ずしも経営責任者自ら定めるとは限らないため、品質目標と同様「定められているようにすること」とした。また、「原子力の安全のためのリーダーシップ」の定義のうち、「品質方針および品質目標を定めて」については第九条に既に定められているため、定義から削除すべきではないか。 「リーダーシップを発揮」は第九条および第十六条に記載されているが、「品質方針、品質目標及び安全文化のあるべき姿を定めることは第九条および第十六条に既に記載されていることから、第二条第 2 項第五号の定義から差支えない。	第 2 条は、用語を定義しているもので、組織の安全文化のあるべき姿並びに品質方針及び品質目標を定めることは重要な要素ですので、原案のとおりとします。 なお、「組織の安全文化のあるべき姿」については、品質方針に関する解釈第 1 1 条 1 に規定しているため、9 条についても原案のとおりとします。
6	第十六条 2 項 管理者に対しても「原子力の安全のためのリーダーシップを発揮」と記載されているが、最初の第二条 2 項五号へのコメントのとおり品質方針、品質目標及び安全文化のあるべき姿を定めることを第二条第 2 項第五号の定義から削除した上で、例えば以下のように第十六条第 2 項の解釈に記載してはどうか。 「二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。」とは、組織全体の安全文化のあるべき姿を自らの組織のあるべき姿に展開することを含む。	上記 5 で示した考え方を参照ください。
7	第二条 2 項五号 リーダーシップの定義を「能力」としていますが、健全な安全文化の育成と維持に係るガイド 1. 3 (5) では、方向を示すこと、影響を与えること、	健全な安全文化の育成と維持に係るガイド 1. 3 (5) は、「リーダーシップの発揮」について解説したものです。リーダーシップは、先導することそのものを指す用語ではありません。

	等となっており、ガイドの方が集団力学における定義「他者に対する影響過程」とも近い説明になっています。規則の要求とガイドが異なることは好ましくないため、ガイドの定義に合わせるべきと考えます。なお、規則が整合させるとしている GSR Part2 でも、リーダーシップは、'use of an individual's capabilities and competences' となっており能力自体のことではありません。 「先導的な役割を果たす能力をいう。」ではなく、例えば「先導することをいう」と記載してはどうか。	本規則では、先導することができる経営責任者及び管理者の能力と定義しましたので、原案のとおりとします。
8	2 頁 第2条2項6号 「その他の事象」には、発生していない事象(例えば懸念)は含まれないという理解でよいか。(含まれるのであれば、「発生または再発」が適切な表現ではないか。)	発生した事象であって、結果的に不適合に至らなかった事象や原子力施設に悪影響を及ぼす可能性のある事象を想定しています。
9	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の第二条第2項第七号の「未然防止処置」の定義において、「起こり得る不適合の発生を防止」とあるが、同第五十三条第1項では、「起こり得る問題」「起こり得る不適合」が混在しているので、定義に合わせて統一すべきと考える。	御意見を踏まえ、「起こり得る問題」を「起こり得る不適合」に修正します。
10	2 頁 第2条2項7号 「他の原子力施設等」には、自らの組織が運営する他の原子力施設は該当しないという理解でよいか。また、それらは是正処置に分類されるという理解でよいか。	本規則は、事業の指定及び許可並びに原子力施設の設置の許可に係る審査基準の1つであり、これらの許可等の申請単位で考えることになります。このため、本規則における原子力施設については、その許可単位で「自ら」か否かを整理しており、「他の原子力施設等」には、自らの組織が運営する他の原子力施設が該当します。 自らの組織が運営する自らの施設以外は、他の原子力施設となり、当該施設において起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置は、是正処置ではなく、未然防止処置に分類されます。 なお、第2条第2項第7号及び第53条第1項に規定する「他の原子力施設等」は、「原子力施設その他の施設」に修正します。
11	第二条第2項第八号 「一般産業用工業品」の定義に、「専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品」とあるが、既に完成品として製造されているものに対して調達要求で原子力発電所への適合を求めた(バックフィット)場合に、その完成品を「一般産業用工業品」として扱うことでよいか。よければその旨を解釈に明記していただきたい。 記載例：「専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたも	完成品に限定する理由はなく、部品であっても対象になります。

	の以外の工業品」とは、例えば、既に完成品として製造されており、その採用に当たって原子力発電所への適合性の確認が必要なものをいう。	
1 2	第二条第項2項第八号 「その部品」は機器のみが対象となっているが、構造物、システム、機器及びその部品とすべきではないか。 理由：改定の意図（一般産業用工業品の管理の追加）から漏れていると思われるため。 それとも構造物の部品、例えば鉄筋やコンクリート等は一般産業用工業品にはなり得ないということか？ 一般産業用工業品に関する要求事項は、構築物やシステムには当て嵌まらないので、削除すべきと考えられる。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 なお、構造物の鉄筋やコンクリートの素材、系統システムを構成する部品についても一般産業用工業品として製造され、原子力施設で使用されているものがあります。 【修正前】 八 「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器及びその部品、構造物並びにシステム（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。 【修正後】 八 「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。
1 3	2 頁 第2条2項8号 「機器等」とは「原子力施設の安全機能に係る機器及びその部品、構造物並びにシステム」という理解でよいか。	上記1 2で示した考え方を参照ください。
1 4	2 頁25行目（規則 第二条第2項八号） 原子力施設の安全機能に係る機器及びその部品、構造物並びにシステムの定義を明確にすべき。例えば、平成2年8月原子力安全委員会決定「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成21年3月改訂）の重要度分類PS/MS-1～3の機器等という解釈とするなど。 一般産業用工業品としての管理が必要な部位を明確にするため、「原子力施設の安全機能に係る機器及びその部品、構造物並びにシステム」は、「原子力施設の安全機能に係る機器及び部品、構造物並びにシステム」とすべき。	原子力施設の機器等は、重要度分類PS/MS-1～3の機器等に限定されるものではありません。上記1 2で示した考え方を参照ください。
1 5	第二条第2項第八号 構造物やシステムに一般産業用工業品に関する要求事項は当てはまらないので、一般産業用工業品の定義から「構造物並びにシステム」を削除して頂きたい。	上記1 2で示した考え方を参照ください。
1 6	2 頁 第2条2項9号 「個別業務」とは「保安活動を構成する個別の業務」という理解でよいか。	御認識のとおりです。
1 7	2 頁 第4条1項	第4条第1項は、品質マネジメントシステムの実効性を維持

	本条の要求は、「改善を継続的に行うこと」が要求の内容であり、蓋然性の高い計画にならなかった場合や、意図した効果を維持できなかった場合であっても、それらの改善に努めていれば、本条に適合しているという理解でよい。	するため、その改善を継続的に行わなければならないと規定しています。個別の事案については、この考え方に基づいて判断することになります。
18	2 頁 第4条1 項 「蓋然性の高い計画を立案する」ことを要求すると、チャレンジしない組織となる懸念があることから、「蓋然性の高い」という言葉を削除してはどうか。	「蓋然性の高い計画を立案する」とは、保安活動の目的を達成し、組織の課題や問題点を改善できるような計画を策定することを念頭に規定したものであるため、原案のとおりとします。
19	「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則」の前身である「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準に関する規則」では今回の規則の第四条第2 項に相当する条項で、グレーデッドアプローチを規定しており、それ以降の要求事項全てにグレーデッドアプローチを適用する構造としていた。しかし、今回の規則では第四条第2 項に規定したうえで、更にそれ以降の要求事項の至るところに「保安活動の重要度に応じて」などとの記載がなされたため、逆にそこだけにしかグレーデッドアプローチを適用できないとの誤解を生じる可能性があるため、第四条以降の要求事項における記載は削除すべきである。	第4 条は、品質マネジメントシステムに係る要求事項を規定した条文です。第2 項において「保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。」と規定しておりますので、以下全条にわたりグレーデッドアプローチが適用されます。本規則は、様々な原子力施設を対象としており、具体的にグレーデッドアプローチを適用する対象が分かるように規定しました。「保安活動の重要度に応じて」という記載のある条文にのみ適用されるものではありません。
20	第四条第2 項で、グレーデッドアプローチを規定することで、以下の要求事項全体に網をかける構造になっていたが、今回の改定では第四条以降のいたるところに「保安活動の重要度に応じて」との記載がなされたため、逆にそこだけにしかグレーデッドアプローチを適用できないとの誤解を生じる可能性があるため、第四条以降の要求事項における記載は削除すべきと考える。	上記19 で示した考え方を参照ください。
21	第二十七条 第1 項 当該条項（設計開発計画）で規定する条文について、関連する第三十四条第2 項（調達プロセス）では「・・・保安の重要度に応じて・・・」と規定しているが、当該規定条文には規定しておりませんが、規定していない理由を明確にして頂きたい。	上記19 で示した考え方を参照ください。
22	第四条2 項二号 「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」は、日本語として理解が難しいため、GSR Part2 の原文に照らすと、ハザードとリスクのことを意味することで良いか。	御認識のとおり GSR Part2 4.15 (b) を踏まえています。御意見を踏まえ、その旨が明確になるよう以下のとおり解釈に追記します。 (解釈第4 条) <u>4 第2 項第2 号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすお</u>

		<u>そのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。</u>
2 3	第四条第2項第三項 当該条項の解釈第2項に「・・・通常想定されない事象の発生・・・」と規定しているが、当該規定条文で要求する事象とはいかなる事象を指しているのか、解釈に例示として記載願います。	「通常想定されない事象」とは、設計上考慮されていない事項（人的過誤等）により生じる事象を想定しています。御意見を踏まえ、解釈に以下を追加します。 （解釈第4条） <u>5 第2項第3号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。</u>
2 4	3 頁 第4条3項 関係法令の明記を要求している「品質マネジメント文書」とは、手順書等であり、手順書等に基づいて作成する個別文書（図面等）は含まれていないという理解でよいのか。	品質マネジメント文書は、第4条第3項に規定する文書を指し、手順書等は、第5条第1項第4号に規定する文書を指します。記録を除くこの規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書は、品質マネジメント文書に含まれます。
2 5	第四条第3項 当該条項に、「原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令・・・」と規定しているが、規定条文を理解する限り、（原子力施設に直接関連しない労働安全、食品安全等の）関係法令は対象とはならないと理解しますが、この理解で問題ないかを確認しておきたいと考えます。	本規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）に基づく規則になります。関係法令は、同法に關係する法令に加え、従業員被ばくなど他の法令にも一部関係するものがあります。
2 6	第4条第4項において、ISO9001-2015 4.4.1の「組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織全体にわたる適用を決定しなければならない。」に相当する記載がない。第4条第4項に ISO と同様の要求事項を記載しなくてよいのか。 例えば、本部及び事業所などの複数の部門で保安活動を運営する使用施設等の場合、全ての組織が QMS 上の各プロセスに関係しないため、プロセスと各組織への適用の有無を明確にする必要はないか。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 （規則第4条第4項） 【修正前】 4 原子力事業者等は、次に掲げる業務を行わなければならない。 【修正後】 4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。
2 7	プロセスについて、第二十三条第三項第五号の結果を得、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。

	第二十三条第三項第五号は業務の計画において「記録」を明確にすることの要求であり、結果を述べているものではないため、第六号の条文にはそぐわない。 修正案) プロセスについて、計画した結果を得、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。 (なお、計画は本規則においては第4条第4項第一号に相当すると考えます)	(規則第4条第4項) 【修正前】 六 プロセスについて、<u>第二十三条第三項第五号の結果を得、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。</u> 【修正後】 六 プロセスについて、<u>意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。</u>
28	3頁 第4条4項6号 本号の要求事項は、「措置を講ずる」のみとなるのか、それとも「・・・の結果を得」も要求事項に含まれるのか。(「ための」は、「第二十三条～維持する」に掛かるのか、それとも「実効性を維持する」のみに掛かるのか。)	上記27で示した考え方を参照ください。なお、プロセスは意図した結果を得られるものであることを要求しており、かつ、そのプロセスの実効性を維持するための措置も要求しています。
29	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同解釈 規則5条第一項 (5条) 品質マネジメントシステムの文書化 ・保安活動の重要度に応じて、一～四を作成、実施する、ということであるが、「保安活動の重要度に応じて」なのか。 52条のように、「原子力の安全に及ぼす影響に応じて」ではないのか確認したい。	「保安活動の重要度に応じて」とは、保安活動が原子力の安全に与える影響の度合い(重要度)に応じて保安活動に重み付けを行うことをいいます。 他方、発生した不適合その他の事象については「原子力の安全に及ぼす影響」が特定できますので、これに応じて適切な是正処置を求めています。 御意見を踏まえ、上記の考えが明確になるよう、解釈を以下のとおり修正します。 (解釈第4条) 【修正前】 3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、<u>事故等が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が環境に与える影響の度合い(以下「原子力施設の影響度」という。)</u>に応じた、<u>当該原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。</u> 【修正後】 3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、<u>事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合い</u>に応じ、<u>第2項第1号から第3号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。</u>
30	22条 要員の力量の確保及び教育訓練	上記29で示した考え方を参照ください。

	・第2項 保安活動の重要度に応じて、一～五を行わなければならない、ということであるが、「保安活動の重要度に応じて」なのか確認したい。 52条のように、「原子力の安全に及ぼす影響に応じて」ではないのか確認したい。	
31	・規則 第五十二条第1項 本項では、「原子力の安全に及ぼす影響に応じて」とあるが、他の条では、「保安活動の重要度に応じて」とあり、使い分けの意図を明確にして頂きたい。	上記29で示した考え方を参照ください。
32	4頁 第5条1項4号 「当該文書に規定する事項を実施しなければならない。」ものとして、第4号に「記録」の記載があるが、「記録」は、「当該文書に規定する事項を実施する」ためのものではなく、「実施した結果を文書化するもの」であり、誤った文章となっている。「当該文書に規定する事項を実施しなければならない。」は自明であり、記載不要ではないか。	記録は第8条にて別途規定しているため、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】 四 この規則に規定する手順書、指示書、<u>図面等（以下「手順書等」という。）及び記録</u> 【修正後】 四 この規則に規定する手順書、指示書、<u>図面等（以下「手順書等」という。）</u>
33	4頁左 下から2行目 （規則第6条第1項1号） 「品質マネジメントの運用に係る組織に関する事項」は「品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項」と記載するのが正確ではないか。	御意見のとおりに修正します。
34	条項番号：第七条第2項 コメント：文書の改定時に、制定時と同様の手続きで承認するという表現がなくなったが、求めないという解釈でよいか。	本内容は、GSR Part2 4.18に該当する内容であるため、現場での混乱がないよう解釈7条3を追記します。 （解釈第7条3） 3 <u>第2項第2号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。</u>
35	5頁 第7条2項3号 参画させる要員とは、部門等を代表する者でよいか。例えば、一次文書を改訂する際のレビューに、すべての課室を参画させるのは現実的ではないことから、部所（課室より大きな組織単位）の代表者が参画してレビューすることによりよい。	当該文書を使用している部門に所属し、対象となる文書に定められた内容について、評価、審査する力量がある者が参画することを求めています。
36	第7条 第2項 第5号 「利用しやすい体制」とあるが、「利用しやすい環境」のほうが意図にあつ	利用しやすいような環境だけでなく、仕組みが整えられていることも求めていますので、原案のとおりにします。

	ていると考えられるので修正いただきたい。	
37	5および6頁 第7条2項6号および第8条1項 「容易に内容を把握することができる」とあるが、「容易」か否かは、使用者の主観によるところが大きく、適合しているか否かの判断が困難であることから、当該記載を削除して頂きたい。	品質マネジメント文書が読みやすく容易に内容を把握することができるように管理することを求めているものですので、原案のとおりとします。
38	5および6頁 第7条2項6号および第8条1項 「読みやすく」とは、「判読可能である」という理解でよいか。	「読んで理解しやすく」という意味です。
39	第九条第1項 当該条項に「・・・品質マネジメントシステムを確立し、運用し、及びその実効性を確実に確保・・・」と規定しているが、一方で第四条第1項では「・・・品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、・・・」と規定しておりますが、規定条文の使い分けの意図が不明です。使い分けの意図がないのであれば整合化を図るべきと考えます。	第4条は組織に対する要求事項であり、第9条は経営責任者に対する要求事項であるため、対象が異なります。経営責任者には、自らが行う業務と組織に実施させる業務とがあり、これを明確にするため、第4条と整合させて以下のとおり修正します。 【修正前】： 第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立し、 <u>運用し、及びその実効性を確実に確保するとともに、次に掲げる業務を行うことにより、</u> それらを実証しなければならない。 【修正後】： 第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立 <u>させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証し</u> なければならない。
40	第十条第1項 当該条項に「経営責任者は、組織的な意思決定・・・」と規定しておりますが、ISO9001の要求事項を踏まえ、「組織の意思決定」が適切な規定条文であると考えられるため、修正するべきと考えます。また、「また、原子力の安全がそれ以外に事項によって損なわれないように・・・」と規定していますが、『損なわれないように』とは事象等に応じて疑義を生じる曖昧な規定条文であるため、どの程度までを指すのか明確に規定する必要があると考えます。明確に規定できない場合は、当該規定条文を削除する必要があると考えます。	御意見のとおり、「組織的な意思決定」を「組織の意思決定」に修正します。 「原子力の安全がそれ以外に事項によって損なわれないように」については、解釈にGSR Part2 4.3を踏まえて規定しており、明確と考えますので原案のとおりとします。

4 1	第十三条第1項 当該条項に「・・・第四条の規定に適合するよう、その実施にあたっての計画が・・・」と規定していますが、その実施にあたっての計画とは、第四条のどの規定条文を指しているのか明記願います。	第4条に規定する品質マネジメントシステムに係る要求事項全てを指しています。
4 2	第十五条 管理責任者は、経営責任者の代理として、第九条の一号から八号までを推進する役割を担っているので、本条項は、 「第十五条 経営責任者は、品質マネジメントを管理する責任者に、第九条で定める業務を経営責任者の代理として遂行する責任と権限を与えなければならない」 という記載で十分ではないか。次に掲げる業務として挙げられた一号から三号の記載は削除する。	管理責任者は、第15条第1号から第3号に規定する業務について管理する責任と権限がある者になります。したがって、原案のとおりとします。
4 3	第十九条第一項第四号 当該条項に「・・・自主検査等の結果」と規定しておりますが、「等」とはどのような検査を含む要求事項であるかを解釈に明記願います。	御意見を踏まえ、解釈を以下のとおり修正します。 (解釈第19条) 【修正前】 3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等の他に自主的に行う、合否判定基準のある<u>検査等</u>をいう（第48条において同じ。）。 【修正後】 3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある<u>検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するもの</u>をいう（第48条において同じ。）。
4 4	第19条第1項第4号及び解釈第3項 使用前事業者検査、・・・並びに「自主検査等の結果」とあり、その解釈には原子力事業者等が使用前事業者検査等の他に「自主的に行う」とありますが、「自主的に行う」行為は、法的な要求事項のない行為を指すと受け止められ、法的要求のない行為にまで法令で独立性を要求することは過剰であり、検査制度見直しのねらいである「重要な事項にリソースを注力すること」と逆行するものと考えます。第4号は「自主検査等の結果」を「その他検査等の結果」に、解釈第3項については、「自主検査等」を「その他検査等」に、また「使用前事業者検査等の他に自主的に行う、合否判定のある・・・」を「使	自主検査等については、上記43で示した考え方を参照ください。 独立性については、第48条第5項において法定検査のみを対象としており、自主検査等は同条第6項において、必要に応じた対応を求めているものであり、一律の規制を求めるものではないため、原案のとおりとします。

	用前事業者検査等の他に法令要求に基づき行う、合否判定のある・・・」と修正頂きたい。	
4 5	条項番号：(規則) 第 1 9 条第 1 項第 4 号／(解釈) 第 1 9 条第 3 項 意見：「自主検査等」の定義として、「要求事項への適合性を判定するために事業者が行う合否判定基準のある自主的な検査等をいう。」との解釈の記載がありますが、具体的な例を挙げていただきたい。「自主的」と言葉が広い範囲に捉えることができますが、「自主検査等」の項目については保安規定に定めるところの検査等と考えております。	上記 4 3 で示した考え方を参照ください。
4 6	「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」第十九条第 1 項第四号の解釈第 3 項における「自主検査等」とは「検査等」とあるが、後者の「等」は何をさすのか明確にすべきと考える。試験などを指すのか。「検査及び試験をいう」としてはどうか。	上記 4 3 で示した考え方を参照ください。
4 7	12 頁 第 23 条 3 項 4 号 旧規則にあった「試験」が削除されているが、どこかの要求に含まれているか確認したい。(含まれる場合は、どこかの要求に含まれるのか確認したい。)	上記 4 3 で示した考え方を参照ください。
4 8	12 頁 第 23 条 3 項 4 号 自主検査等については記述がないが、自主検査等は本号の対象外という理解でよいか。 もしくは、第 4 8 条と対比した場合、「自主検査等」とは「合否判定基準のある「検証、妥当性確認、監視測定、試験」とも読めるが意図を説明願いたい。	上記 4 3 で示した考え方を参照ください。
4 9	10 および 23 頁 第 19 条 1 項 13 号および第 52 条 1 項 4 号 「保安活動の改善のために講じた措置」に対する、評価および改善を行うことを要求しているが、措置の計画を要求した条文(例えば第 4 条)が無いにもかかわらず、評価および改善のみ要求するのはなぜか。	当該措置の計画は、第 2 3 条第 1 項に規定する個別業務に必要なプロセスについての計画の対象になります。
5 0	9 頁 第 19 条 1 項 4 号 本号における「使用前検査」とは、2020 年 3 月 31 日までに行われたものを意図しており、2020 年 4 月 1 日以降は、該当しないという理解でよいか。また、使用前確認を意図した記載でもないという理解でよいか。	法第 5 5 条の 2 第 2 項に規定する検査を指し、使用前確認とは異なります。
5 1	10 頁左 上から 12 行目 (規則第 20 条第 1 項) 「原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果として」は、主語が「原子力事業者等」であることから、「原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて行う措置として」に修正して頂きたい。	御意見を踏まえ「原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果として」は「原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて」に修正します。 なお、マネジメントレビューの結果を受けて行う措置は、第 2 0 条第 3 項に規定しています。
5 2	第二十条第一項	上記 5 1 で示した考え方を参照ください。

	当該条項では「・・・マネジメントレビューの結果として・・・」と規定しているが、条文前に記載の(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)との整合を図った規定条文として、「原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて行う措置・・・」に整合化を図ることが適切であると考えます。	
5 3	第 21 条第二号「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」が分かり難いため、解釈に第 3 号「作業環境」と同様に、具体的な内容を記載すべきである。 例えば、次のとおり。 2 第 1 項第 2 号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、原子力施設以外の JIS Q9001 で使用されている「インフラストラクチャ」に相当するものである。	御認識のとおり、本号は現行規則の解釈に規定する J I S Q 9 0 0 1 で使用されている「インフラストラクチャー」と同一内容であり、現場での誤解がないように以下のとおり解釈に記載します。 (解釈第 2 1 条 2) <u>2 第 2 号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、J I S Q 9 0 0 1 の「インフラストラクチャ」をいう。</u>
5 4	第二十二条第 1 項 当該条項では、「意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）」と規定しておりますが、能力という表現と力量が使い分けされていないこと、及びタイトル（要員の力量の確保及び教育訓練）と整合を図る必要性から、「必要な力量が確保された者を要員に充てなければならない。」に整合化を図ることが適切であると考えます。	「力量」の定義として J I S Q 9 0 0 1 では、「意図した結果を達成するために、知識及び技能を適用する能力」とされており、これを踏まえて定義したものです。本規則においてもこの定義に沿って力量と能力を使い分けていることから、原案のとおりとします。
5 5	11 頁 第 22 条 2 項 5 号 「その他の措置に係る記録」とは、配属や雇用といった人事上の帳票ではなく、配属や雇用した後にその者の力量を確認したものでよいか。（人事上の帳票を QMS の記録とするのは人事管理の面から困難。）	御認識のとおりです。
5 6	11 頁左 下から 4 行目 （規則第 23 条第 3 項） 本項において、1 号から 5 号の要件について「明確に定めなければならない」とあるが、条文の根拠となる JISQ9001-2008 では「適切に明確化しなければならない」とあり、これは該当するものを明確化するという意味（JIAQ9001-2000: 英文の ISO9001-2000 と ISO9001-2008 は全く同じ表現で和訳のみが異なる状態）である。 現在の表現では、プロセスの計画において 1 号から 5 号の要件をすべて満たさなくてはいけないように読めるが、JISQ9001-2008 同様の意味と受け取ってよいか。可能であるならば従前の規則程度の表現に修正して頂きたい。 なお、JISQ9001-2015 の「8.1 運用の計画及び管理」では「次に示す事項の実施」と計画が具備すべき要件に加え、プロセスの実施に際しての管理(2008	本規定は現行規則と同じ意味であり、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 なお、本規則は、J I S Q 9 0 0 1 へ適合させているものではなく、規則要求として整理しています。 (規則第 2 3 条) 【修正前】 3 原子力事業者等は、<u>個別業務プロセス計画</u>の策定又は変更を行うに<u>当たっては</u>、次に掲げる事項を<u>明確に定めなければならない</u>。 【修正後】

	年版でいうプロセスの監視及び測定の要素) が加わっており、品管規則にそのまま適用できるものではないと考えます。	3 原子力事業者等は、 <u>個別業務に関する計画</u> （以下「 <u>個別業務計画</u> 」という。）の策定又は変更を行うに <u>当たり</u> 、次に掲げる事項を <u>明確</u> にしなければならない。
5 7	第二十三条第3項第一号は、いきなり「変更」から始まっているが、ここは「個別業務の計画の目的または、変更の目的及びそれによって起こり得る結果」としないと、全体の要求事項の整合が取れないと思われる	御意見を踏まえ、第23条第3項第1号を以下のとおり修正します。 （規則第23条第3項） 【修正前】 一 変更の目的及び<u>それによって</u>起こり得る結果 【修正後】 一 <u>個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により</u>起こり得る結果 併せて、第23条第3項第1号と同じ記載の第13条第2項第1号についても、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 （規則第13条第2項） 【修正前】 一 変更の目的及び<u>それによって</u>起こり得る結果 【修正後】 一 <u>品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により</u>起こり得る結果
5 8	・規則第二十三条第3項第一号 第一号の「変更の計画」については、計画の策定に関する要求事項の後（第五号）に記載する方が適切であると考える。	上記57で示した考え方を参照ください。
5 9	11 頁左 下から3行目 （規則第23条第3項1号） 第3項はプロセスの計画が具備すべき要件であることを前提とすると、「変更の目的」は計画に係る要件ではなく計画の制定改廃に関する記録が具備すべき要件であると考えますので本項（「それによって起こり得る結果」はプロセスそのものであり要求が重複する。）を削除して頂きたい。	起こり得る結果とプロセスは別物であり、要求事項は重複しません。上記57で示した考え方を参照ください。
6 0	第二十三条第4項 当該条項では、「・・・その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。」と規定しておりますが、『作業方法』は個別業務プロセスに含まれるため、「作業方法」を」削除することが適切であると考えます。	本規定は、個別業務プロセスではなく、個別業務計画をその個別業務の作業方法に適したものであることを求めており、原案のとおりとします。

6 1	12 頁左 上から 20 行目 (規則第 25 条第 2 項 1 号) 記載がある「機器又は個別業務に係る個別業務等要求事項」は第 4 条第 6 項で「個別業務等要求事項」と読み替えられていることから整合を図って頂きたい。	御意見のとおり修正します。
6 2	第二十七条第 3 項で「設計開発に關与する各者間の」という用語が使われているが、各者間は、「取り合いの管理 (インターフェースの管理)」を意図しているので、「取り合い管理のための各部門間の」という用語のほうが適切ではないか。 本 3 号は従って、以下に修正すべきと考えます。 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達、設計における取り合い管理並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に關与する部門間の連絡を管理しなければならない。	第 2 7 条第 3 項は、設計開発に關与している複数者間又は個々の担当者間の連絡の管理について規定しており、組織内の横断チームなど部門の所掌と一致しない場合もあり得るため、原案のとおりとします。
6 3	13 頁 第 28 条 1 項 「機器等に係る個別業務等要求事項」と記載されているが、規則第 4 8 条においては、「機器等に係る要求事項」への適合性を検証することが記載されている。本条の記載は、「機器等に係る要求事項」が適切ではないか。	第 2 7 条解釈 1 において、「設計開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。」と記載しており、設計開発は機器等のハード設備に限定されず、手順書等の個別業務も含みます。そのため、設計開発においては、第 4 条第 6 項にて定義した機器等又は個別業務に係る要求事項である「個別業務等要求事項」に適合することが必要となるため、これと整合を図るため、設計開発の関連条文を以下のとおり修正します。 (規則第 2 8 条) 【修正前】 原子力事業者等は、 <u>機器等に係る個別業務等要求事項</u> に關し設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。 【修正後】 原子力事業者等は、 <u>個別業務等要求事項</u> として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。 (規則第 2 9 条第 3 項) 【修正前】 一 設計開発に係る <u>機器等の</u> 要求事項に適合するものであるこ

		と。 【修正後】 一 設計開発に係る<u>個別業務等</u>要求事項に適合するものであること。 (規則第30条第1項) 【修正前】 一 設計開発の結果が<u>要求事項に適合することができるかどうか</u>について評価すること。 【修正後】 一 設計開発の結果の<u>個別業務等</u>要求事項への<u>適合性</u>について評価すること。 (規則第31条第1項) 【修正前】 原子力事業者等は、設計開発の結果が<u>当該設計開発に係る機器等に関する</u>要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。 【修正後】 原子力事業者等は、設計開発の結果が<u>個別業務等</u>要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。 (規則第32条) 【修正前】 原子力事業者等は、<u>機器等の機能及び性能に係る</u>要求事項への適合性を確認するために、<u>当該機器等に係る</u>設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない。 2 原子力事業者等は、<u>機器等</u>を使用するに当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。
--	--	---

		【修正後】 原子力事業者等は、<u>設計開発の結果の個別業務等</u>要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない。 2 原子力事業者等は、<u>機器等の使用又は個別業務の実施に当たり</u>、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。 なお、御意見のありました第48条の検査等の対象は機器等に限定されるため、原案のとおりとします。
6 4	15 頁 第32条2項 旧規則に記載のあった、「ただし、当該発電用原子炉施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合においては、当該発電用原子炉施設の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行わなければならない。」が削除されている。当該機器を運転しなければ妥当性確認ができない場合、運転することは「使用」にあたらないと解釈してよいか。（「使用を開始する」とは、当該機器に係る使用前事業者検査がすべて完了することと理解すればよいか。）	原子力施設の運転等に関する妥当性確認は、使用前事業者検査の各段階において適切に行う必要があります。この点について、規定の趣旨が分かりやすくなるよう、現行規則の以下の規定を解釈に追記します。 （解釈第31条） 1 <u>第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。</u> （解釈第32条） 1 <u>第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。</u>
6 5	「一般産業用工業品については、評価に必要な情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。」 一般産業用工業品を採用する場合には、事業者自身が当該一般品を原子力施設に使用することの評価を行う必要があるのは自明であり、そのための方法	本規定は、一般産業用工業品についても事業者による説明責任があり、当該工業品に対する技術的な評価の方法に関するものです。御意見を踏まえ、解釈を以下のとおり修正します。

	(情報の入手先など)を限定的に規定するのは本来趣旨にそぐわないため、本質的に「技術評価すること」のみ規定すればよいと考える (修正案) 「一般産業用工業品については、調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。」	(解釈第34条3) 【修正前】 第2項に規定する「<u>評価</u>に必要な情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことを<u>含む</u>。 【修正後】 第2項に規定する「<u>次項の評価</u>に必要な情報を<u>調達物品等の</u>供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、<u>例えば、次のように</u>原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。
6 6	第2項に規定する「評価に必要な情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことを含む。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。 一般産業用工業品を採用する場合には、事業者自身が当該一般品を原子力施設に使用することの評価を行う必要があるのは自明であり、そのための方法(情報の入手先など)を限定的に規定するのは本来趣旨にそぐわないため、本質的に「技術評価すること」のみ規定すればよいと考える (修正案) 第2項に規定する「調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な情報や当該製品を使用する環境条件等を考慮して技術的な評価を行うことをいう。	上記65で示した考え方を参照ください。
6 7	第三十四条第2項「当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。」は「当該一般産業用工業品を原子力施設に使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。」とすべき。	「原子力施設として使用できることの確認」は、第35条第1項第6号に規定する「一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項」に適合しているか否かにより評価することになります。

	理由：一般産業用工業品の場合「調達要求事項に適合していることの確認」と「原子力施設として使用できることの確認」は別の活動であり、原子力施設として使用できることの確認の方が原子力安全上重要であるから。	したがって、上記要求事項を含む第35条の調達物品等要求事項に適合することにより、「原子力施設として使用できることの確認」は可能であることから、原案のとおりとします。
68	15頁5行目（規則 第三十四条第2項） 規則案「当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。」は「当該一般産業用工業品を原子力施設に使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。」とすべき。一般産業用工業品の場合「調達要求事項に適合していることの確認」と「原子力施設として使用できることの確認」は別の活動になるから。	上記67で示した考え方を参照ください。
69	第三十五条1項二号 「要員の力量に係る要求事項」という規則の記載であるが、調達において調達先の力量までは、発注側では判断できないことから、ISO9001:2015の記載にある通り「要員の適格性」が適切である。	本規定は、発注側が調達先に求める力量について定めたものであり、第22条第1項にて「力量」を「業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力」と定義し、発注側は要求事項としてどのような力量が必要かを判断できるものと考えます。 なお、ご提案の「要員の適格性」に修正したとしても、発注側において調達先の要員の力量の確認は必要となるため、原案のとおりとします。
70	16頁18行目（規則 第三十五条第2項） 一般産業用工業品の供給者の工場等への立ち入りはできない場合が想定される。	法第61条の2の2に基づき、原子力事業者等は原子力規制委員会の検査を受けなければならない、原子力事業者等が供給者の工場等で行う同条に列記される保安活動の実施状況についても検査を受けることができるようにする必要があります。
71	16頁 第35条2項 原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りを行う目的は、原子力事業者等の観察であり、供給者の観察ではないという理解でよい。	原子力事業者は、供給者についても自らが規定する品質マネジメントシステムの要求事項に適合させ、これを管理することが第34条にて求められています。 第35条第2項に規定する原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りについては、原子力事業者等を監視すること、具体的には、品質マネジメントシステムに規定する事業者自身の活動に加え、供給者からの調達プロセスや供給者の工場等における事業者の使用前事業者検査等の保安活動が適切であるかを確認することが目的であり、供給者の活動を監視することが目的ではありません。
72	第三十六条は、あくまで調達品の検証であり、使用前検査は、試験検査に対するものである。各々独立した要求であり、ここに記載することは不適	御意見を踏まえ以下のとおり修正します。

	切である。 修正提案「「適合していることを確認するために必要な検査、試験その他の個別要求事項を定め、実施しなければならない」	(規則第36条第1項) 【修正前】 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な<u>使用前事業者検査等その他の個別業務</u>を定め、実施しなければならない。 【修正後】 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な<u>検証の方法</u>を定め、実施しなければならない。 また、上記の修正に関連する第35条解釈についても以下のとおり修正します。 (解釈第35条2) 【修正前】 2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、<u>原子力事業者等が供給者のプロセスの確認及び検証のために供給者が行う検査への立会いや記録確認等を行うことをいう。(第36条第1項において同じ。)</u>。 【修正後】 2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、<u>原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。</u>
7 3	16 頁 第36条1項 本項の「その他の個別業務」には、「自主検査等」も含まれるという理解でよいか。	御認識のとおりであり、上記72で示した考え方を参照ください。
7 4	17 頁 第37条 「当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。」は「事業者が認めるもの」なのか、「NRAが認めるもの」なのか、わかりにくい。 「当該個別業務の内容等から該当しないと事業者が認めたものを除く。」としてはどうか。	当該個別業務の内容等が該当するか否かの判断は事業者が行いますが、事業者には、その判断に関する説明責任があり、事業者からの説明を踏まえ原子力規制委員会がその妥当性を判断します。 したがって、事業者のみが判断することにはならないことから、原案のとおりとします。
7 5	17 頁 第38条4項2号	御意見のとおり修正します。

	「の」が続いて読みにくいので、表現を見直してはどうか。 例：二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	
7 6	・規則 第三十八条第4項第三号 第二号はプロセスを実行する際の条件となる承認された設備や力量のある要員、第三号はプロセスを実行する方法と手順が定められており、どちらも第一号の判定基準に密接に関係するものです。そのため、第二号を「条件となる設備の承認及び要員の力量」、第三号を「プロセスを実行する方法及び手順」のような記載とすることで関係性を明確にして頂きたい。	第2号と第3号のいずれについても、第4項の「妥当性確認の対象とされたプロセス」に関する規定であることは自明のため、原案のとおりとします。
7 7	19 頁左 上から 13 行目 （規則第 44 条第 2 項） 他の条文と同様に「原子力事業者等は」と主語を明確にして頂きたい。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】 2 前項の監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにしなければならない。 【修正後】 2 <u>原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。</u>
7 8	第四十六条第3項 当該条項では、「原子力事業者等は・・・内部監査計画に、監査基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。」と規定しておりますが、内部監査計画に頻度、責任を定める根拠が不明確であるとともに、事業者は頻度、責任を品質マニュアルに規定しており、再び内部監査計画に規定する必要がないため、『頻度及び責任』を削除することが適切であると考えます。なお、頻度は『実施時期』に修正することでも有効であると考えます。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。その際、第1項のあらかじめ定められた間隔と第3項の頻度の関連性が明確になるよう、第2項と段3項の順番を入れ替えます。 【修正前】： 2 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下単に「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、 <u>内部監査実施計画を策定して実施するとともに、その実効性を維持しなければならない。</u> 3 原子力事業者等は、 <u>前項に規定する内部監査実施計画に、監査基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。</u> 【修正後】： 2 原子力事業者等は、 <u>内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。</u>

		3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下単に「領域」という。）の状況及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、<u>かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。</u>
7 9	「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」第四十六条第2項に記載する「その実効性を維持」の「その」とは、内部監査なのか、監査実施計画なのか明確ではない。単純には、内部監査と思われるが、それでよいのか。明確に記載すべきである。	上記7 8で示した考え方を参照ください。
8 0	第46条第2項、第3項 第2項と第3項で示す「内部監査実施計画」はISOでいう「内部監査プログラム」を指しているものと推測するが、ある1つの文書に全て定めるという誤認識につながりかねないことから、例えば「内部監査の計画」という語句にして、「内部監査年度計画」や「個別の監査計画」など複数の文書に定めることで問題がないことを明確にしていきたい。	御意見を踏まえ、上記7 8で示した考え方のとおり、誤認識にならないように第2項から「内部監査実施計画」を削除しました。
8 1	・品管規則第四十六条第3項 「内部監査実施計画に、監査基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない」の「責任」を削除し、「内部監査実施計画に、監査基準、監査範囲、頻度及び方法を定めなければならない」としていただきたい。 その理由は、同条第6項に「内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。」としており、監査の実施や報告に係る「責任」は「内部監査実施計画」でなく、「権限」と合わせて「手順書等」に定めるのが適当であるため。	上記7 8の修正案による第46条第2項に規定する責任は、「内部監査全般」を対象としています。また、同条6項に規定する責任は、御指摘のとおり、「内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理」を対象としており、それぞれ対象とする内容が異なるため、原案のとおりとします。
8 2	条項番号：第四十六条第3項 コメント：「内部監査実施計画」の位置付けが、「監査マニュアル」「監査プログラム」「個別の監査計画」なのか、明確にして頂きたい。（頻度および責任は「個別の監査計画」および「監査プログラム」への記載はなじまないため）	上記8 0で示した考え方を参照ください。
8 3	20 頁 第46条5項 第5項において「業務」という用語を使用しているが、第2項では「個別業務」を使用しているため、同一条文内で用語の統一を図ってはどうか。	御意見のとおり修正します。
8 4	20 頁 第48条1項 「機器等に係る要求事項」のない自主検査は、本条の適用外と理解してよ	「機器等に係る要求事項」のない自主検査に具体的にどのようなものが該当するのかは明確ではありませんが、第19条第

	いか。	1 項第 4 号に規定する使用前事業者検査等及び同条解釈 3 に規定する自主検査等の要求事項に照らして判断する必要があると考えます。
8 5	第 48 条 第 1 項 「試験体等」とあるが「等」の解釈相違を避けるために、「材料検査に用いた試験体」などの例示を記載していただきたい。	御意見を踏まえて、解釈を以下のとおり修正します。 (解釈第 4 8 条) 【修正前】 1 第 2 項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録等」には、必要に応じ、検査において使用した試験体等に関する記録を含む。 【修正後】 1 第 2 項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。
8 6	条項番号：第四十八条第 5 項 コメント：「…使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者」とあるが、この内、「機器等を使用する者」は、発電用原子炉設置者の場合、保全を行う保修部門に加えて運転を行う発電部門も含まれるように受け取れ、更に「個別業務を行う者」も明確ではないと考える。 更に、「部門を異にする者」とあるが、この「部門」がどの程度の組織を表しているか不明確であり、保修部門全体を指し示しているようにも受け取れるため、保修部門の中の課室のように、責任と権限がある最小組織を指し示すように明確化すべきと考える。 上記を反映することで、「保修部門が工事を行い、その機能性能に係る検査を発電部門が実施することが可能であること」、および「記載の明確化」を考慮して、以下に示す様に記載を修正して頂きたい。 なお、下記のような変更が難しい場合は、解釈に「「機器等を使用する者」とは、例えば、発電用原子炉設置者の場合、保全を行う課室に所属する者をいい、専ら発電を行う部門を除く」、「個別業務を行う者とは〇〇をいう」「部門とは〇〇の範囲の組織を言う」等を追記していただきたい。 (変更案) 「…使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等の作業を実施した者と所管を異にする者」とすること…」	御意見を踏まえ、規則及び解釈を以下のとおり修正します。 (規則第 4 8 条) 【修正前】 5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者）とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。 【修正後】 5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。 (解釈第 4 8 条) 【修正前】

		2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保」するに当たり、<u>影響度低施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等又は個別業務に直接関与していない者又は組織の外部の要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。</u> 2 第5項に規定する「その他の方法」には、<u>第22条に規定する力量を持った要員に使用前事業者検査等を実施させることを含む。</u> 3 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、<u>例えば、同一部署内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行い、相互に便宜を図り得る関係にないことをいう。</u> 【修正後】 2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保」するに当たり、<u>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。</u> 3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、<u>使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。</u> 4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、<u>使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに</u>
--	--	--

		当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。
8 7	21 頁左 上から 10 行目／21 頁右 上から 4 行目 （規則第 48 条第 5 項／解釈第 48 条第 2 項） 「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とする～）を確保しなければならない。」とあるが、このうち「個別業務を行う者」とは、検査対象の業務を直接行った者との意と判断してよろしいでしょうか。	「個別業務を行う者」については削除いたしました。上記 8 6 で示した考え方を参照ください。
8 8	使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者としてすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。 提案 1 電気事業者（原子力発電所）においては、「その対象となる機器等を使用する者」は主として発電部門（保全部門から独立した運転管理を担う部門）が該当する。発電部門が検査を実施することは、本条要求の独立性の確保に対応する関係性にある考えるが、現記載では「…その対象となる機器等を使用する者と部門を異にする者」とも読め、意図と反する恐れがある。当該文章の修文を提案する。 修文案 1 （使用前事業者検査等を実施する者は、その対象となる機器等を使用する者、個別業務を行う者と部門を異にする者又はその他の方法により、独立していること。これにより使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと。） 提案 2 電気事業者（原子力発電所）においては、「その対象となる機器等を使用する者」は主として発電部門（保全部門から独立した運転管理を担う部門）が該当する。現記載における意図が、検査を実施する者と同じ部門の者で、例えば補修作業等において使用するような場合を想定しているのであれば、以下のように見直しその意図を明確にしていきたい。 修文案 2－1 （使用前事業者検査等を実施する者は、その対象となる機器等を使用する者と部門を異にする者又は個別業務を行う者と部門を異にするものとしてすることその他の方法により…）	上記 8 6 で示した考え方を参照ください。
8 9	上記 No のコメントに対する解釈側への修正案	上記 8 6 で示した考え方を参照ください。

	第４項として以下を追加 「その対象となる機器等を使用する」とは、例えば発電用原子炉設置者においては、補修作業等において当該機器等を使用することをいう。	
90	規則５項の文章；「原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とする。その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。」 のうちカッコ内は、何を要求しているのか、意味が明確ではない。２０１９．３．２５版の記載を踏まえ、「６ 原子力事業者等は、使用前事業者検査等、個別業務及び機器等の原子力の安全を確保することの重要性に応じて検査、試験等を行う者の独立性を定めなければならない。この場合において、原子力事業者等は検査を行う者の独立性を、当該機器等の安全に対する重要性に応じて確保しなければならない。」 で十分な要求である。 この解釈への提案として、「ここでいう独立性とは、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等又は個別業務に直接関与していない者又は組織の外部の要員に使用前事業者検査等を実施させるを言う」という解釈で明確になるのではないか。 また、規則の「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。」は、NRC、ISO、IAEAにも無い要求であり、どのように対応すべきか明確ではない。この点に関しては、「力量を持った要員に使用前事業者検査等を実施させることを含む」という解釈で十分カバーされると考えられる。	上記８６で示した考え方を参照ください。
91	・品管規則第四十八条第５項 「・・・使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とする・・・」の部分、「・・・使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を調整する者と部門を異にする者とする・・・」のように見直していただきたい。 その理由は、「個別業務」とは、検査前に検査対象機器の調整等を行うことを指していると思われるが、その「個別業務」の内容が不明確なためである。 また、保修部門が機器等の調整を行いその機能性能に係る検査を発電部門が実施する場合があります。「機器等を使用する者」との表現では、発電部門が検査に対応できないと読めるため、見直しが必要である。 なお、発電部門は、保修部門が機器等の調整を実施した後に設備を運転し、	上記８６で示した考え方を参照ください。

	機器等の使用時の責任を担っており、保修部門から独立した部門となっていることから、「検査の独立性」の要件を満たしている。	
9 2	第48条第5項 使用前事業者検査等の独立性に関しては、工事の施工箇所との独立性を確保することだと認識しており、規則第5項の「その対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者」の記載では、発電室（運転員）なども対象と読めてしまう。また「個別業務を行う者」の記載は個別業務が何を指すのか不明確であることから、「その対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者」を「その対象となる機器等を所管する者」に記載を修正して頂きたい	上記86で示した考え方を参照ください。
9 3	規則 21頁 11～12行目、解釈 21頁 14～15行目 規則案第48条第5項で、検査等を実施する者を、「その対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者」、又、解釈案第48条第2項で「当該使用前事業者検査等の対象となる機器等又は個別業務に直接関与していない者」としている。この記載では、当該機器等の設計や運転・操作等により当該機器等又は個別業務（検査等）の知識・経験（力量）を持つ者が、検査対象となる工事や保修には直接関与していなくても、解釈案第48条第2項の力量を持った要員として検査等を実施することができなくなるおそれがある。これにより、検査に必要な要員を確保することが困難になり、施設の安全を確保することに支障を与えることがないように、「当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事又は保修の業務に直接関与していない者」とするのが適切と考える。	上記86で示した考え方を参照ください。
9 4	第四十八条第5項 当該条項では、「原子力事業者等は・・・使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務・・・）」と規定されていますが、「その対象となる機器等を使用する者」、「個別業務を行う者」、「部門」の用語については、様々な解釈が成立し得ることから、例えば「使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等の作業を実施したものと異なる所属の者とする事又は・・・」のように修正することが適切と考えます。	上記86で示した考え方を参照ください。
9 5	第48条5項 ●第四十八条第5項において、「…使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とする事…」とあるが、この内、「機器等を使用する者」は、発電用原子炉設置者の場合、保全を行う保修部門に加えて運転を行う発電部門も含まれるように受け取れる。保修部門が工事を行い、その機能性能に係る検査を発電	上記86で示した考え方を参照ください。

	部門が実施する場合があるため、発電部門が含まれないように以下の通り、変更していただきたい。下記のような変更が難しい場合は、解釈に「「機器等を使用する者」とは、例えば、発電用原子炉設置者の場合、保全を行う課室に所属する者をいい、専ら発電を行う部門を除く。」等を追記していただきたい。 （変更前） 「…機器等を使用する者…」⇒ （変更後） 「…機器等の作業を実施した者…」 また、同条項において「部門を異にする者」とあるが、この内、「部門」がどの程度の組織を表しているか不明確である。保修部のように大きな組織を指し示しているようにも受け取れることから、例えば、保修部の中の課室のように、責任と権限がある最小組織を指し示すように以下の通り、変更をしていただきたい。下記のような変更が難しい場合は、「部門」とはどの単位（規模）を指すのか不明確であることから、解釈等で明確にしていきたい。 （変更前） 「部門を異にする者」⇒ （変更後） 「所管を異にする者」	
9 6	・規則 第四十八条第5項及び解釈 第48条第2項 第5項において、「使用前事業者検査等を実施するものをその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者」とすることとあるが、以下の2点が懸念される。 1. 「機器を使用する者」の表現は、保修部門に加えて発電部門も含まれるように受け取れる。保修部門が工事を行い、その機能性能に係る検査を発電部門が実施する場合があるため、発電部門が含まれないように、まず「機器を所管する者」等と書き表す必要がある。また、発電炉の場合、「機器等を所管する者」を単独で用いる場合には発電部門を指す状態もあることから、解釈として「「機器等を所管する者」とは、例えば、発電用原子炉設置者の場合、保全を行う課室に所属する者をいい専ら発電を行う部門を除く。」等の解釈を追記頂く必要がある。 2. 「部門を異にする者」の表現は、例えば保修部のように大きい組織を指し示すように受け取れる。保修部の中の、例えば課室のように、責任と権限がある最小組織を指し示すように「所管を異にする」等と書き表す必要がある。 上記を踏まえ、以下のとおりとして頂きたい。 [規則第四十八条第5項] 5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を所管する者又は個別業務を行う者と所管を異にすることその他の方法により、使用	上記86で示した考え方を参照ください。

	前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保しなければならない。 [解釈追加] 「機器等を所管する者」とは、例えば、発電用原子炉設置者の場合、保全を行う課室に所属する者をいい専ら発電を行う部門を除く。なお、2.について反映し難い場合、解釈側に「部門」の単位を、例えば「課室」を指す等、明示して頂く。 ・規則 第四十八条第5項及び解釈 第48条第2項、第3項 機器等の検査等の独立性について、設備を所管している課がお互いに検査する「たすき掛け」の体制でないことが独立性確保の基準であると規制者が示した形となっているが、規範的な規則とするのではなく、事業者において、検査を受ける者と、検査を実施する者同士で便宜を図り得る関係を防ぐための独立性を確保し、且つ、事業者のリソースを適正に配分して検査の信頼性を高め、これにより原子力安全を確保していくよう、パフォーマンスベースの規則にすべきと考える。 よって、以下のとおりとして頂きたい（前コメントが反映される前提で記載）。 [規則 第四十八条第5項] 5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を所管する者又は個別業務を行う者と所管を異にすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。 [解釈 第48条第2項] 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する者と、その対象となる機器等を所管する者又は個別業務を行う者との間で、相互に便宜を図り得る関係にならないことをいう。 なお、上記の反映し難い場合、たすき掛け（方法論）を否定するような記載を避けることでもよい。 [解釈 第48条第3項] 規則第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、例えば、同一部署内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行う場合においても、相互に便宜を図り得る関係にならないことをいう。	
--	---	--

9 7	21 頁左 上から 10 行目／21 頁右 上から 4 行目 （規則第 48 条第 5 項／ 解釈第 48 条第 2 項） 「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とすること～）を確保しなければならない。」とあるが、このうち「機器等を使用する者」との表現は、例えば、発電用原子炉事業者においては点検作業に全く関係がない運転部門の者も含まれてしまうように読めるため、以下のように修正して頂きたい。 【修正案】 使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等の工事・点検を実施する者又は～ （参考）原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド VI 施設管理 1 項 巡視：施設の状況を日常的に確認する 点検：設備等の劣化進展等の状態を把握するとともに正常な状態に保つための計画的な手入れ、潤滑油取替、部品交換等を含めた 試験：設備等が所定の機能を有しているか確認する	上記 8 6 で示した考え方を参照ください。
9 8	第 48 条 第 5 項、第 6 項 規則第 5 項には「対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者」とあるが、別紙 10 保安措置等運用ガイド「6. 施設管理」p19 に「検査に係る要員は、点検、工事等を実施する組織から判定に対して影響を受けないよう配慮する必要がある」との記載を踏まえると、使用前事業者検査等に関する第 5 項では「使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等の点検、工事等を行う者と異なる所属の者としてすること・・・」のような記載が適切と考えます。 また、上記のように規則第 5 項を記載する場合、規則第 6 項における規則第 5 項の読み替えとして『「対象となる機器等の点検、工事等を行う者」とあるのは、「対象となる機器等の点検、工事等を行う者又は個別業務を行う者」と読み替えるものとする。』のような記載が追加されるべきではないか。	上記 8 6 で示した考え方を参照ください。
9 9	第 48 条 第 5 項 規則第 5 項の「部門を異にする者」の「部門」とは具体的にどのような単位をいうのか、解釈 4 の「同一部署内」の「部署」との関係はどうか、わかりやすく記載いただきたい。	御意見を踏まえ、解釈第 7 条 4 に以下のとおり「部門」の定義を追記します。 （解釈第 7 条 4） <u>4 第 2 項第 3 号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。</u>

1 0 0	第四十八条第 5 項 主に工事部署もしくは設備所掌部署となる保修部門の設備をインサービスして引き継ぐ立場である運転部門が検査の判定を行うことは、中立性及び信頼性を確保しているため、「使用前事業者検査等を実施するものをその対象となる機器等を使用する者」の記載を削除してはどうか。 第四十八条第 5 項 「その対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者」のうち、「その対象となる個別業務を行う者」とは、例えば、発電用原子炉設置者においては、保安規定で規定される業務のうち点検・補修等を実施する上で検査を実施する必要がある場合には、その点検・補修等を行った課室が該当するとの解釈でよいのか。 第四十八条第 5 項 「部門を異にする者」とは、特定の組織形態を限定するものではなく、例えば、発電用原子炉設置者の場合、原子炉施設保安規定で定める互いに独立した課室に属する者が該当するとの解釈でよいのか。	上記 8 6 及び 9 9 で示した考え方を参照ください。
1 0 1	「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」の第四十八条第 5 項の機器等を使用する者とは、運転部門を指すのか。 また、個別業務を行う者とは、管理部門を指すのか。 事業所では、全ての技術系の要員が原子力施設に対して使用、個別業務を行っているものであり、例え、検査のための部門を設置しても個別業務を行うものに該当することになり、組織内で検査できる要員がいなことになりかねず、過剰な要求である。並びに、中立性及び信頼性は独立性により担保されるものであり、規則に記載する意味がないことから、() 内の記載は削除すべきである。 また、解釈 3 項に記載する「相互に便宜を図り得る関係にない」については、組織内で実施する限り、各部門は相互に関係しているのであり、図り得る関係にない部門はあり得ないため、削除すべきである。	個別の事例については、上記 8 6 及び 9 9 で示した考え方を参照してご判断ください。 また、組織的な独立性の確保に加え、中立性及び信頼性が損なわれないことも必要なため、原案のとおりとします。
1 0 2	第 48 条 第 5 項（解釈 2） ＜内容＞	解釈の通し番号については御意見のとおり修正します。 また、同条解釈における「影響度高施設」及び「影響度低施

	解釈の通し番号で「2」が重複しているため、二つ目の「解釈2」を「解釈3」とし、「解釈3」を「解釈4」と記載していただきたい。 解釈2では影響度低施設に対して「組織の外部の要員に使用前事業者検査等を実施させることができる」としているが、これは逆に、影響度高施設においては組織の外部の要員（例えば、第三者である外部の検査機関）に使用前事業者検査等を実施させることはできないと読めてしまい適切ではない。第三者の検査機関を活用することにより、高い中立性及び信頼性を確保することができることを考えるため、重要度高施設においても外部の要員による使用前事業者検査等が実施できるよう記載頂きたい。	設」の分類並びに第46条（内部監査）及び第48条（機器等の検査等）解釈については、「影響度高施設」及び「影響度低施設」という文言をやめて、「影響度低施設」に対応する文言として原子炉等規制法で使用されている「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設」という文言を用いることとし、該当する原子力施設の保安規定の審査基準にも記載することとします。 なお、本規則第4条第6項及び解釈第21条1に記載のとおり、実用炉においても外部委託は可能であり、御指摘の外部の要員による使用前事業者検査等の実施も可能です。 このことは既に上記規則及び解釈に記載しているため、原案のとおりとします。
103	21頁 第48条第5項 当該条項は、保安活動の重要度に応じて独立性を確保することが要求事項として記載されており、事業者の保安活動の重要度に応じて独立の程度を設定すればよいとあるものの、第5項に対する解釈第2項において「・・・するに当たり、影響度低施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等又は個別業務に直接関与していない者又は組織の外部の要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。」とある。独立性の程度は、事業者の保安活動の重要度のうち、施設の影響度によると解釈してよいか。	上記102で示した考え方を参照ください。 また、使用前事業者検査等の独立性については、本規則の解釈第4条3に規定する保安活動の重要度に応じて確保することが求められます。
104	21頁 第48条5項 保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性を確保することを要求しているが、グレード分けの結果として、独立性の程度を、自主検査と同程度にしてもよいと理解してよいか。	使用前事業者検査等の独立性については、本規則の要求事項を満たすことが必要となります。
105	第五十条新規則案に対する意見 「品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため」という要求と、「当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために」は同じことを言い換えているだけで、重複した記載となっているので、どちらかに記載を統一すべきと思われる。	「品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するため」とあるのは、実効性の実証と改善の必要性の評価を求めているので、重複していませんので原案のとおりとします。
106	第五十条第1項 当該条項では、「・・・品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するために・・・」、「当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価」と規定しているが、『実効性があることを実証するために、実効性の改善の必要性を評価するものではない』ため、「・・・品質マネジメントシステムが実効性ある保安活動であることを実証するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報	上記105で示した考え方を参照ください。

	からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。」に適正化を図る必要があると考えます。	
107	第五十二条は一般的に、不適合管理における「是正措置」の記載であり、特に52条の四号、五号の記載は、マネジメントレビューの改善と重複する内容であり、52条に記載することは過剰ではないか。削除すべきと考える	本規定は、第19条のマネジメントレビューとの重複ではなく、同条との関連性を明確にし、かつ、JIS Q 9001:2015 10.2.1e) f) に該当する内容を取り入れたものであり、御意見には当たりません。
108	「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」の第五十二条のタイトルは「是正処置等」となっているが「等」は何を示すのか明確にしてください。 本文中に是正処置以外に対する要求があるように見えないため、削除すべきと考える。	第52条第3項は、不適合には至っていない機器等及びプロセスの特性及び傾向について、第50条第2項第3号に規定するデータの分析及び評価から劣化傾向が見つかった場合や、発生した不適合その他の事象に共通する要因が認められる場合において、それらの原因を明確にし、処置を講じることを求めている。個々の不適合に対する是正処置以外の要素も含むため、是正処置等としています。
109	23 頁 第52条1項2号 「是正措置」は誤記なので、「是正処置」に変更されたい。	御意見のとおり修正します。
110	条項番号：(規則)第52条第1項第2号 意見：「必要な是正措置を明確にし、」と記載されていますが、第2条の定義では、「是正処置」となっているので、混乱を避ける観点から、当該箇所も「是正処置」としたほうが良いと考えます。	上記109で示した考え方を参照ください。
111	「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」第五十二条第1項第四号は、JISQ9001:2015 10.2.1e)項を反映したものと理解してよいか。3/25 版までは JISQ9001:2015 10.2.1e)のようにリスクの記載があったが、9/26 版ではなくなったため意図が不明確になっている。	御認識のとおりです。
112	条項番号：第52条4 コメント：『原子力事業者等は、第五十条（データ分析）第二項第三号に規定する事項に係る情報（是正処置の必要性について検討する機会を与える不適合には至らない機器等及びプロセスを含む「機器等及びプロセスの特性及び傾向」）について、手順書等に基づき分析を行い、発生した不適合その他の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な処置を講じなければならない』とあるが、「共通する原因」があるかは発生した不適合その他の事象の原因を明確にした結果であり、必要に応じて実施することから「共通する」を削除し、「発生した不適合その他の事象の原因を明確にした上で、適切な処置を講じなければならない」として頂きたい。	有効な是正処置を講じるためには、発生した不適合その他の事象に共通する原因に加え、類似する事象の抽出も必要であると考えため、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (規則第52条) 【修正前】 3 原子力事業者等は、 <u>第五十条第二項第三号に規定する事項に係る情報について、手順書等に基づき分析を行い、発生した不適合その他の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な処置を講じなければならない。</u>

		【修正後】 3 原子力事業者等は、<u>手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。</u>
1 1 3	「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び解釈」第五十二条第3項には、同規則「第五十条第二項第三号に規定する事項に係る情報について、手順書等に基づき分析を行い、発生した不適合その他の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な処置を講じる」とある。手順書等とは第2項に規定する手順書等と理解してよいか。そうであるなら、その手順書等に第五十条第二項第三号に規定する情報を分析することは新たに規定しなければならないように読める。また、その情報と発生した不適合その他の情報との関係が明確ではなく非常にわかりにくい規定である。意識すると、その情報は、機器などの特性や傾向であり、是正の端緒となるものについては、事業者の自主的な活動であるCAPにインプットして、それらの共通する原因を分析して明確にした上で是正を講じるという理解でよいか。 「原子力事業者等は、第五十条第二項第三号に規定する事項に係る情報のうち必要なものは不適合その他の事象として、手順書等に基づき、共通する原因を明確にした上で、適切な処置を講じなければならない。」としてはどうか。	御認識のとおりです。上記1 1 2で示した考え方を参照ください。
1 1 4	条項番号：(規則) 第53条第1項 意見：「…適切な未然防止措置を講じなければならない。」と記載されていますが、第2条の定義では、「未然防止処置」となっているので、混乱を避ける観点から、当該箇所も「未然防止処置」としたほうが良いと考えます。	御意見のとおり修正します。
1 1 5	・規則 全体 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及びその解釈の適用は、改正炉規則第六十九条に基づき、許可を受けたところによるため、具体的には許可本文十一号の届出後、改正法令に係る保安規定の認可後であることを明確にして頂きたい。	本規則及び解釈の施行日は法の施行日となります。 また、許可の届出時に本規則に適合した内容を求められるため、本規則は許可の届出段階から適用されます。
1 1 6	全般 ●本規則の適用時期については、新炉規制法附則5条4号に基づく品質管理に必要な体制の整備に係る事項(新法43条の3の5第2項11号)の原子炉設置許可に係る変更の届出後、本届出内容と整合する品質マネジメントシステムに関する保安規定変更認可申請が認可・施行された時点という認識でよ	上記1 1 5で示した考え方を参照ください。

	いでしょうか。	
1 1 7	試験研究用原子炉施設は旧文科省の安全規制下であり、品質保証計画について、旧経産省の安全規制下に有った実用発電用原子炉施設とは形式的には異なっているものが多い。具体的には、保安規定と品質保証計画書について、試験研究用原子炉施設は保安規定が一次文書であり、品質保証計画書は二次文書、保安規定の下部規定は三次文書、記録類等が四次文書で、実用発電用原子炉施設とは様相が異なっており、東京都市大学原子力研究所の試験研究炉施設もそれに該当します。 試験研究炉施設の品質保証は保安規定において、保安活動は品質保証活動として品質保証計画書に基づき行うことを宣言し、そのための組織や職務、活動の評価、PDCA を回すこととしての継続的改善が書かれ、具体的な保安活動を品質保証活動として行う業務、内容並びに活動の仕方は品質保証計画書に書いています。前者はどちらかというと経営層や管理者の行う業務を記載し、後者は従事者が行う業務や個々の品質保証活動について記載しているものと考えます。 今回、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）」では、試験研究用原子炉施設の設置許可証、保安規定並びに廃止措置計画書に、品質マネジメントシステムが要求され、それに関し、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下「品質管理基準規則」という。）が制定されますが、上記の試験研究用原子炉施設の保安規定と廃止措置計画書の関係や考え方からすると、保安規定の品質保証の部分に品質管理規則の全てを書くことはできません。 品質管理基準規則で書かれている項目や内容で、新たに加わったものや従来と異なるのは少々ありますが、それらを現状の保安規定と廃止措置計画書の建付けで夫々を直しても対応できるものと考えます。この場合、品質保証計画書は設置許可証、保安規定並びに廃止措置計画書に添付して提出します。 品質管理基準規則及びその解釈の冒頭に、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則に定める技術的要件を満足する技術的内容は、同規則の解釈に限定されるものではなく、同規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同規則に適合するものと判断する。」ともあります。また、東京都市大学原子力研究所の試験研究炉は廃止措置中で、燃料は既にありません。廃止措置中で燃料が無いこの種の試験研究炉について、グレーデッドアプローチの考え方を是非考慮いただきたいと存じます。	設置許可で求められる品質管理に関する届出は、原子力施設の計画段階から建設、供用期間中及び廃止措置段階を通じて一貫した品質管理活動を求めています。 また、保安規定については、原子力施設のそれぞれの段階に応じて、体制など管理の具体的な方法が異なってくることから、それに適した品質マネジメント活動が求められます。 グレーデッドアプローチは、上記を踏まえて各々の原子力施設が第4条第2項各号を考慮して検討すべきものです。具体的な運用については、上記86及び102で示した考え方を参照してください。

	なお、品質管理基準規則の内容を設置許可証、保安規定並びに廃止措置計画書の全てに書くことはそれらの図書の品質マネジメントがほぼ同一の文章となり、品質マネジメント活動の考え方が施設の従事者の観点からも分かりづらくなってしまうのではないかと考えます。	
--	---	--

提出意見とこれに対する考え方

2. 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（案）に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	規則・解釈の規定条文には、「組織、部門」、「要員、職員」、「原子力の安全の確保、安全の確保」、「能力、力量」、「業務、事項」という類似用語が随所に規定されていますが、使い分けている意図があるのであれば、第二条の定義に明記して頂きたい。また、使い分けの意図が無い場合は、「組織、要員、原子力の安全の確保、力量、事項」に統一化した規定条文に適切化する必要があると考えます。	御意見を踏まえ、「部門」については、解釈第7条4に以下のとおり定義を追加します。 第7条4 <u>4 第2項第3号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。</u> ・「要員、職員」については、要員に文言を統一するとともに、要員の定義は重要であるため、以下のとおり規則及び解釈にて定義します。 (規則第2条第2項第5号) 【修正前】 五 「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて<u>要員</u>がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。 【修正後】 五 「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて<u>要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）</u>がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。 (解釈第2条4) 【修正前】

		4 第2項第5号に規定する「<u>要員</u>」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムの<u>管理下において保安活動を実施する者</u>をいう。 【修正後】 4 第2項第5号に規定する「<u>要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）</u>」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに<u>基づき、保安活動を実施する組織の内外の者</u>をいう。 。 (解釈第4条10) 「職員」を「要員」に統一 (規則第19条第1項第11号) 【修正前】 十一 部門、<u>要員等</u>からの改善のための提案 【修正後】 十一 部門<u>又は要員</u>からの改善のための提案 (解釈第19条6) 削除 (解釈第21条1) 【修正前】 1 <u>第1項</u>に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる<u>資源</u>とを明確にし、それを定めていることをいう。 【修正後】 1 <u>第21条</u>に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる<u>資源（本規程第2条4に規定する組織の外部から調達する者を含む。）</u>とを明確にし、それを定めていることをいう。
--	--	---

		・「安全の確保」は、「原子力の安全の確保」に統一します。 なお、次の用語については、原案のとおりとします。 ・「能力、力量」については、「力量」を第22条第1項で定義しており、能力と区分できると考えます。 ・「業務、事項」については、「業務」は保安活動を構成する活動、「事項」は項目のことであり、区分できると考えます。 ・「組織」は自明と考えます。
2	第四条解釈第八号 第5項の解釈に「すべての職員」「職員」「関係する職員」という用語が使われているが、ここは用語の統一性から、「すべての要員」「要員」「関係する要員」に修正すべきではないか。 規則第2条の解釈第4項に「要員」が定義されているので、「職員」は「要員」に変更すべきと考える。	上記1で示した考え方を参照下さい。
3	第十九条第十一号における「要員等」とは、要員及び協力企業等の職員をいうという解釈の記載では、「協力企業等」という用語が使われているが、明確ではない。「発電所の構内で働く人々」という記載で十分分かりやすいのではないか。	上記1で示した考え方を参照下さい。
4	条項番号：第19条6 コメント：「第11号に規定する「要員等」とは、要員及び協力企業などの職員をいう」とあるが、協力企業の職員は、組織の要員ではないことから、改善のための提案は、「外部の者の意見」または「要員」を通じて収集される整理が適当ではないか。 また、協力企業等の職員は、組織の要員ではないので、外部の者として分かりやすく整理して頂きたい。	上記1で示した考え方を参照下さい。
5	11頁右 上から6行目（解釈第22条第2項） 規則第2項第2号に規定する「その他の措置」の手段として委託もあり得ることから以下のとおり修正して頂きたい。 【修正案】 必要な力量を有する要員を新たに配属し、雇用又は委託することを含む。	本規則第4条第6項及び上記1で示した考え方のおとり、解釈第21条1においても「組織の外部から調達する者を含む」を追記しており、これらには要員の外部委託も含まれるため、原案のとおりとします。
6	第22条解釈第2項 「その他の措置」には、一般的には「委託」も含まれるため、以下の下線部を追記頂きたい。 「第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用、又は委託することを含む。」	上記5で示した考え方を参照下さい。

7	「その他の措置」には、一般的には「委託」も含まれるため、次のとおりを追記頂きたい。 「第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用、又は委託することを含む。」	上記5で示した考え方を参照下さい。
8	・規則 第二十二條第2項第二号及び解釈 第22條第2項 第二十二條第2項第2号に規定する「その他の措置」には、要員を委託により確保することも含まれるべきだと考える。 なお、解釈第四十八條第3項※「「その他の方法」には、第22條に規定する力量を持った要員に使用前事業者検査等を実施させることを含む」との関係で、委託による要員の手配は必須である。(※項番号が誤字であると思われるため読み替えています。) よって、以下のとおりとして頂きたい。 [解釈 第22條第2項] 規則第二十二條第2項第二号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、雇用、又は委託することを含む。	上記5で示した考え方を参照下さい。
9	第二条（定義） 「規則・解釈で記載の定義や説明している用語以外の用語の定義については、「JIS Q 9000:2015 品質マネジメントシステム－基本及び用語」に従うものとする」という記載が必要ではないか。	定義の注釈が必要な箇所については、明示的に J I S Q 9 0 0 1 : 2 0 1 5 に従う旨の解釈を記載（第19条、第41条）しているため、必要ないと考えます。
10	第2条第3項 「マネジメントシステム」とあるが、規則第二条第2項第4号における「品質マネジメントシステム」と同義であれば記載をあわせていただきたい。	御意見のとおり修正します。
11	第16条第2項 当該条項の解釈第2項では、「・・・マネジメントシステムの妥当性・・・」と規定しておりますが、I S O 9 0 0 1 の要求事項を踏まえ、マネジメントシステムの前に『品質』を追記することが適切であると考えます。	上記10で示した考え方を参照下さい。
12	第2条第5項 当該条項の解釈第5項に「・・・不適合には至らない劣化傾向、不整合等の保安活動又は・・・」と規定しておりますが、不整合等の保安活動の解釈が不明確であるため、例示するかまたは当該規程条文を削除願います。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】 5 第2項第6号及び第7号に規定する「その他の事象」には、<u>不適合には至らない劣化傾向、不整合等の保安活動</u>又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。 【修正後】

		5 第2項第6号及び第7号に規定する「 <u>不適合その他の事象</u> 」には、 <u>結果的に不適合には至らなかった事象</u> 又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。
1 3	第2条第5項 「不適合には至らない劣化傾向」とはどのような意味なのか。 「不適合ではないが、そのままの状態を放置した場合、不適合に至る可能性がある事象」という解釈で良いか。	上記1 2で示した考え方を参照下さい。
1 4	第2条第6項 当該条項の解釈第6項に「第2項第7号に規定する「他の原子力施設等」とは、・・・火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう。」と規定しておりますが、原子力施設で発生した不適合その他の事象の情報を入手することは可能ですが、『火力発電所、産業全般に関連する施設で発生した事象』については、どのような事象を対象とするか明確化をする必要があると考えます。	自らの施設の安全性を確保するための情報は、原子力産業界のみならず広く国内外の産業界から収集し、継続的な改善につなげていくことが求められており、どのような事象や情報を対象とするかについては、事業者が自らの施設の種類や状況に応じて明確にすべきことと考えます。
1 5	「実効性」「実効性を維持する」 平成25年6月の「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則に対する御意見への考え方」において、「実効性の確保」とは、JEAC4111の「効果的であることを確実にする」と同意との回答が示されています。今般の品質管理規則でも、「実効性」「実効性の維持」等は用語として引き継がれていますが、この用語の理解も平成25年6月の回答が引き継がれているのが自然と考えます。 また、「有効性」とは、「計画した活動が実行され、計画した結果が達成された程度」であり、従来からISO9001及びJEAC4111において、その意図（狙った効果が得られていること）で使用されている用語であり、事業者の品質マネジメントシステムにおいて使用する用語として「実効性」と「有効性」には差異がないと考えることから、平成25年6月の回答が引き継がれていることを確認したい。	新検査制度の導入により、事業者のパフォーマンスに重点を置く検査に移行することから、今回の規則改正では、従来の「有効性」の概念から「実効性」の概念に改めています。 なお、「実効性を維持する」とは、第4条の解釈において、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることとしています。
1 6	第四条第1項の解釈第1項に「実効性を維持する」とは要約すると「効果を維持していること」をいうとあり、実効性＝効果と解釈できる。他の条項で使用されている実効性では「効果」と言い換えてもよいと考えられる。 一方、「有効性」は、JISQ9000によると「・・・程度」とある。 また、解釈における「保安活動の目標の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果」については、意図した結果が得られなければ、計画を見直し再度活動をするという、継続的な改善と	上記1 5で示した考え方を参照下さい。 また、同条解釈における「影響度高施設」及び「影響度低施設」の分類並びに第46条（内部監査）及び第48条（機器等の検査等）解釈については、「影響度高施設」及び「影響度低施設」という文言をやめて、「影響度低施設」に対応する文言として原子炉等規制法で使用されている「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設」とい

	してQMSそのものであり、従来の JISQ9001 (JEAC4111) における「有効性」としては、「有効性の向上」などという使い方をしており、実効性≠有効性であることから、有効性では十分でないとして実効性に言い換えたとの主張は妥当ではない。 第四条第2項の解釈における、5ミリシーベルトの出典を明確にして頂きたい。 どの施設が影響度高施設なのか明らかではない。	う文言を用いることとし、該当する原子力施設の保安規定の審査基準にも記載することとします。
17	第4条 第3項 「影響度高施設」と「影響度低施設」の分類にあたり、「事故等が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が環境に与える影響の度合い」を指標とされているが、この「事故等」は「重大事故」を意図していると理解してよいか。	上記16で示した考え方を参照下さい。
18	第4条第3項 当該条項の解釈第3項に「・・・敷地周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事項当たり5ミリシーベルトを超える施設（以下「影響度高施設」・・・）」と規定しておりますが、5ミリシーベルトとする根拠を明確にするとともに、影響度高施設及び影響度低施設とはどのような施設を指すのか例示を含めて明確にして頂きたい。	上記16で示した考え方を参照下さい。
19	3頁 第4条3項 「影響度高施設」と「影響度低施設」に分類することが要求されているが、ここでいう施設とは、発電所単位ではなく、個別の機器等を意味するという理解でよいか。 また、この理解でよい場合、機器ごとに事故に至った場合を評価することになると思われるが、単一の機器等の故障により、敷地境界で5ミリシーベルトに至ることはなく、すべて「影響度低施設」になると思われるが、この分類の意図は何か。 仮に発電所単位を意図している場合であった場合も「事故」の捉え方によって、高施設にも低施設にもなるが、その判断は事業者任せられるという理解でよいか。	上記16で示した考え方を参照下さい。
20	第48条第2項（上） 「影響度低施設」に限定されてしまうように読めるため、「影響度低施設においては」は削除して良いのではないかと。	上記16で示した考え方を参照下さい。
21	解釈48条の3 機器等の検査等 ・使用済燃料貯蔵施設は「影響度低施設」に該当するものとして、解説第2	上記16で示した考え方を参照下さい。

	項に基づき実施することが明確であるため、解釈 3 項は削除していただきたい。	
2 2	第 4 条 第 2 項 解釈 3 からは「保安活動の重要度」すなわち「保安活動の管理の重み付け」を「影響度高施設」と「影響度低施設」の二つに施設を単位として分けると読めるが、この区分けと「個別業務」（保安活動を構成する個別の業務）の重要度等（規則第 2 項で品質マネジメントシステムの確立・運用において適切に考慮しなければならないとされる第 1 号から第 3 号）との関係がわかるように明確に記載いただきたい。	上記 1 6 で示した考え方を参照下さい。「保安活動の重要度」については、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 （解釈第 4 条） 【修正前】 3 第 2 項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故等が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が環境に与える影響の度合い（以下「原子力施設の影響度」という。）に応じた、当該原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。また、原子力施設の影響度の観点から、敷地周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり 5 ミリシーベルトを超える施設（以下「影響度高施設」という。）と、それ以外の施設（以下「影響度低施設」という。）に分類する。 【修正後】 3 第 2 項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。

23	解釈4条の3 (4条) 品質マネジメントシステムに係る要求事項 ・「保全活動の重要度」については、本規則において、重要度に応じて実施する、ということであるから、その定義は明確に理解できることが必要と認識している。 そこで、第2項の解説において、「保安活動の重要度」については、「敷地周辺の公衆の線量評価の観点(5ミリシーベルト)」から「影響度高施設」「影響度低施設」に分類する、となっていることに対して、使用済燃料貯蔵施設は事業許可での評価上、そのような基準に該当しないことから「影響度低施設」と判断するが、それでよいか確認したい。	上記16及び22で示した考え方を参照下さい。
24	第4条第2項(保安活動の重要度)の解釈について、解釈第4条第3項のうち、「事故等が発生した場合」の「等」とは何を指すのか。	上記22で示した考え方を参照下さい。
25	第4条 第1項 「実効性を維持する」として「蓋然性が高い計画を立案し」とされているが、計画は目的を達成するために定めるものと考えると「蓋然性が高い」の記載は不要ではないか。削除いただきたい。	「蓋然性が高い」を削除した場合、計画段階において保安活動の目的が必ず達成される計画を立案することが求められ、現実的ではないため、原案のとおりとします。
26	第4条第7項 単に「安全」、「安全対策」との記載では労働安全も含め広く捉えられるおそれがある。 他の文章と同様に「セキュリティ対策が「原子力の安全」に与える潜在的な影響と「原子力の安全対策」がセキュリティ対策に与える・・・」といった表現に修正した方が良い。	御意見を踏まえ、「安全」を「原子力の安全」に修正します。 併せて、同条の他の解釈を追記したことにより、第4条7を第4条9に繰り下げます。
27	4頁右 上から1行目 (解釈第4条第7項) <内容> 「セキュリティ対策が安全に与える潜在的な影響と安全対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響」における「安全」とは「原子力の安全」を指していることから、「セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全への対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響」に修正して頂きたい。	上記26で示した考え方を参照下さい。

28	第4条第8項 単に「安全」、「安全対策」との記載では労働安全も含め広く捉えられるおそれがあるため、「原子力の安全」といった表現に修正した方が良い。	上記26で示した考え方を参照下さい。
29	第4条第7項 本解釈は安全とセキュリティを等価に扱っており、そのまま保安規定の審査基準に引用された場合には、保安規定に現行の核物質防護規定の内容が含まれることになる可能性があるため、解釈を以下のように変えるか、行政上の扱いを考慮願いたい。 また、「潜在的影響」は potential impacts の訳としては直訳に過ぎるので、「影響する可能性」とすべき。 「セキュリティ対策が安全に与える潜在的な影響と安全対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。」を「セキュリティ対策が原子力の安全に影響する可能性を特定し、解決することを含む。」に記載を変える。	「セキュリティ対策が安全に与える潜在的な影響と安全対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決すること」は、セキュリティと原子力の安全は相互に影響を与えることを認識し、解決することを求めています。保安規定の審査基準に引用されるものではなく、御意見には当たりません。
30	第4条第8項 「安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている」は、GSR Part2 の条項 6.11 を受けていると推察しますが、第四条5項の解釈は、GSR Part2 の条項 5.2 に対応する部分であり、また国の人的組織的要因に関する検討チームでも提示されていることから、この箇所に挿入することは不適切であり、また全体の斉一性を損なうと考えます。「安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。」については、マネジメントレビューのインプットとなり（品質管理基準規則第十九条六号）、改善される（品質管理基準規則第二十条四号）と既に記載されていることから、あえて第四条に内部監査、自己評価に係る事項を追加する必要はなく、削除して良いのではないかと。	組織が目指すべき状態の一つとして例示したものであり、御意見には当たりません。
31	4頁 第4条8項 「次の状態を目指していることをいう。」以降の箇条書きは、原子力事業者等が自らの組織の状態等により、それぞれ自ら定めるべき性質のものであり、要求事項としてはそぐわないので、箇条書きを削除もしくは、例示として頂きたい。 また、記載を残す場合であっても、品質方針として設定する「あるべき姿」（解釈第11条）や、自己評価を行うにあたっての評価基準とを、解釈の箇条書きに合わせることを意図するものではないという理解でよい。	第4条8は、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、安全文化が目指す状態を国際的な知見を踏まえ規定したものであり、原案のとおりとします。 また、あるべき姿や評価基準については、これらの要素を含むものであると考えます。
32	第4条 第8項 など	システミックアプローチとは「技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮する考え方」であり、既に解釈に明記

	『「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指していることをいう。』と記載されているが、定義などが記載されておらず漠然としているため、規則解釈に「技術的、人的及び組織的な要因の相互作用に関する解説」を追記いただきたい。例えば、原因分析ガイドでは、「技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用」について、システミックアプローチの考え方を引用して説明している。この考え方を引用し、「技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用」とは、安全の向上を図るにあたって、システムを構成する要素（ハードウェア、ソフトウェア、業務プロセス、活動等）をシステム全体として捉え、個々の要求事項に対し、全体最適化となるよう考慮することと」などを、「解釈」で明記いただきたい。	されています。システミックアプローチの解説については、「健全な安全文化の育成と維持に関するガイド」を参照下さい。
3 3	第四条解釈第八号 「術的、人的、組織的な要因の相互作用」は、新規則・品解釈として「定義が必要ではないか。 定義の案「マン・マシンインターフェースに加えて、組織要因を考慮することであり、この組織要因には組織体制・構造、品質マネジメントのシステムの構造・運用等が入ることを意味し、部分最適ではなく全体最適を志向することである」	上記 3 2 で示した考え方を参照下さい。
3 4	第四条第 5 項の解釈における「目指す状態」のうち、7 番目に「内部監査」という用語を使用しているが、第四十六条は品質マネジメントシステムに対する内部監査に関する要求となっている。要求が異なるのであれば別な用語（独立評価など）を用いるべきではないか。理由：誤解を防ぐため。	本規則では、品質マネジメント活動の中に安全文化の育成と維持に関する活動を含めています。そのため、内部監査及び自己評価においても安全文化に係る活動の確認や評価を行う必要があり、第 1 9 条 4 では、管理者による安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野の評価を求めています。 したがって、要求は異なっていないので、原案のとおりとします。
3 5	第 4 条第 8 項 当該条項の解釈第 8 項に、「・・・技術的、人的、組織的な要員の・・・効果的な取組みを通じて、次の状態を目指していることをいう」と規定し、8 項目の状態を目指すことを規定しているが、7 項目目の「安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている」については、『目指す状態』を意図した規定条文ではないこと、及び、内部監査及び自己評価の結果は、第十八条（マネジメントレビューに用いる情報）で取扱う情報であるため、本条文に規定することは適切ではないため、削除願います。	上記 3 4 で示した考え方を参照下さい。

3 6	第4条第8項および第17条第2項 解釈の第4条第8項の7つめのボツの「安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている」は、GSR part2では、「測定、分析評価及び改善」の章の記載であり、新しい品質基準規則の解釈の案では、第17条第2項に「品質マネジメントシステムの評価の結果を全ての要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していること」との記載があり、これが該当しているのではないのでしょうか。第4条での記載は不要ではないのでしょうか。	上記3 4で示した考え方を参照下さい。
3 7	第4条第8項 本項の解釈に記載のある「安全文化に関する内部監査及び自己評価」については、解釈第19条第4項との関係で、「内部監査による安全文化の育成及び維持の状況に係る評価の結果」と「管理者による安全文化の劣化兆候に係る自己評価の結果」と対応していることが明確になるように記載すべきと考える。	「安全文化に関する内部監査及び自己評価」の関係は対応しているものではなく、それぞれの部門において行うべきものであるため、原案のとおりとします。
3 8	条項番号：第4条8 コメント：「関係法令及び保安規定の遵守のための体制」は、安全文化の育成と維持活動の一環と考えられることから、「関係法令及び保安規定の遵守」について、本項に取り込むことにして頂きたい。	第4条8は「安全文化として目指す状態」を規定したものです。御意見の内容は、安全文化として目指すべき内容というよりも、事業者として本来遵守すべき内容であるため、原案のとおりとします。
3 9	第6条第1項 当該条項の解釈第1項に「第3号に規定する・・・組織上の適用範囲と活動内容上の適用範囲の双方をいう」と規定しておりますが、敢えて解釈に規定する意図が不明であり、削除しても規則で規定する条文で要求事項が明確であるため、削除することが適切であると考えます。	御意見のとおり削除します。
4 0	条項番号：第6条1 コメント：第3号に規定する「品質マネジメントシステムの適用範囲」について、「組織上の適用範囲」と「活動内容上の適用範囲」と記載されているが、記載の明確化を図ったもので従来の記載からの内容変更はないと聞いているが、そうであれば、本解釈の記載は混乱を招くと考えられるため、従来の記載のままとしていただきたい。	上記3 9で示した考え方を参照下さい。
4 1	5 頁右 上から7 行目 (解釈第7条第1項) ・第2項に規定する手順書等に基づく文書の管理」は、自明であるため不要と考える。	御意見のとおり削除します。
4 2	6 頁右 上から2 行目 (解釈第9条) 第9条の表題が規則と解釈で異なるため、合わせて頂きたい。	御意見を踏まえ、タイトル及び見出しと整合するよう以下のとおり修正します。

		【修正前】： 第三章 <u>経営責任者の責任</u> 第9条 （経営責任者の<u>関与</u>） 【修正後】： 第三章 <u>経営責任者等の責任</u> 第9条 （経営責任者の<u>原子力の安全のためのリーダーシップ</u>）
4 3	条項番号：第9条 コメント：第九条と第9条解釈のタイトルが相違していることから整合するように修正していただきたい。 （規則案の記載が「経営責任者等の責任（経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ）」、解釈案の記載が「（経営責任者の関与）」となっている）	上記4 2で示した考え方を参照下さい。
4 4	6 頁 第9条 条のタイトルが、規則と解釈で一致していないため、合わせてはどうか。	上記4 2で示した考え方を参照下さい。
4 5	6 頁 第3章 章のタイトルが、規則と解釈で一致していない（「等」の有無）ため、合わせてはどうか。	上記4 2で示した考え方を参照下さい。
4 6	第9条 規則と規則解釈の語句に相違があるので、同義であれば統一していただきたい。 （経営責任者等、経営責任者） （原子力の安全のためのリーダーシップ、関与） （要員、全ての要員）	（経営責任者等、経営責任者）、（原子力の安全のためのリーダーシップ、関与）については、上記4 2で示した考え方を参照下さい。 （要員、全ての要員）は、要員に統一します。
4 7	第九条解釈1項 「全ての要員」の「全ての」は不要な記載であるため、削除すべきと考える。	上記4 6で示した考え方を参照下さい。
4 8	第9条第1項 当該条項の解釈第1項では、第3号に規定する「全ての要員が・・・」と規定しておりますが、規則・解釈では「全ての要員」まで要求しておりません。規則・解釈との不整合を生じるため、『全ての』を削除することが適切と考えます。	上記4 6で示した考え方を参照下さい。
4 9	6 頁右 上から3行目（解釈第9条第1項） 「全ての要員が～」の「全ての」は規則と異なり不要な記載（規則の表現と不一致）であるため、削除して頂きたい。	上記4 6で示した考え方を参照下さい。
5 0	規則9条第一項第3号 解釈9条の1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ）	上記4 6で示した考え方を参照下さい。

	・第1項第3号「要員が、・・・」に対する解釈が、「全ての要員が、・・・」となっており齟齬がある。	
5 1	解釈第9条第1項の「全ての要員が・・・」について、第9条第3号の記載「要員が・・・」に合わせて、修正すべきである。	上記4 6で示した考え方を参照下さい。
5 2	第9条第1項 「安全文化を育成し、維持する活動」となっていますが、第4条第8項では、「効果的な取組みを通じて」となっていることから、「活動」は「取組」とすべき。	御意見のとおり修正します。
5 3	第10条第1項 「コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないこと」とされていますが、品質管理基準規則第四条第4項第八号「意志決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること」、品質管理基準規則解釈第4条第8項の4項目「安全を考慮した意志決定」と重複することと、具体的に書いているわりには客観的評価が難しいため、旧規則では不十分ということであれば、JEAC4111-2013の条項5.2「原子力安全の重視」を参考として、「安全を最優先に要求事項を決定し、これを満たす」ことを規定するように改善することが、これまでの運用との整合性、他の条項とのバランス上からも適切ではないかと考える。	本解釈は、GSR Part2 4. 3を明記したものであり、同条解釈1は、GSR Part2 要件6の内容を例示として記載したものです。 その際、コスト、工期等は、経済性をより分かりやすい例示として記載したものであり、原子力の安全が損なわれないためにも本解釈は必要であると考えますので、原案のとおりとします。
5 4	6 頁 第10条 本条の記載は、民間企業に対して、コストや工期を無尽蔵に費やすことを要求するように読める。「原子力の安全が損なわれない」を「合理的に達成可能な範囲で原子力の安全が損なわれない」に修正して頂きたい。	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8（原子力事業者等の責務）には、原子力事業者等は「安全に関する最新の知見を踏まえつつ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害の防止に関し、原子力施設の安全性の向上に資する設備又は機器の設置、保安教育の充実その他必要な措置を講ずる責務を有する。」とされており、原子力の安全が損なわれないようにすることは、原子力事業者等の責務となっています。本規定は「原子力の安全が損なわれない」ようにすることを求めており、「コストや工期を無尽蔵に費やすこと」を求めるものではありません。
5 5	第十条の解釈において、「コスト、工期等によって」という記載が解釈にあるが、一般的に「コスト」は、「原価」を指しており、事業者としては契約価格となり、コスト（原価）までは、知り得ないので、「経済性」という用語が使われるべきではないか。 また、多くの工事が輻輳する発電所の工事においては、工期を守ることが一番の安全という事実もあり、あたかも工期を延ばすことが安全を確保するために必要なことというイメージの解釈の記載は不適切である。 従って、「例えば、経済性等によって原子力の安全が損なわれないことをいう」	上記5 4で示した考え方を参照下さい。なお、無理な工期が設定されている場合等には、「工期を守ることが一番の安全」ではないと考えます。

	という修文をしても、統合マネジメントに含まれる重複した記載となることから、本解釈は削除すべきと思われる。	
56	第10条第1項 当該条項の解釈第1項では、「・・・例えば、コスト、工期等によって・・・」と規定しておりますが、必要な経営資源を最適に評価し、最大の効果が得られるように経営判断することはことは経営者の責任であり、また、コスト、工期以外の項目も関係することから、当該例示の規定条文を適切化する必要があります。	上記54で示した考え方を参照下さい。
57	第十一条解釈 リーダーの定義に、「あるべき姿を定める」ことが入っており、この品質方針にも「設定されていることを含む」とあります。 品質方針に「設定されていることを含む」とある以上、重複感があることと、安全文化のあるべき姿と品質方針の関係が（どちらが上位化も含めて）、混乱します。 提案としては、3月25日版にあるように、「あるべき姿を目指して設定していること」のほうが、関係性の上で明確です。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】： 1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持する <u>ための方針を含む（また、健全な安全文化を育成し、及び維持するための方針には、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織が目指すべき安全文化のあるべき姿が設定されていることを含む。）。</u> 【修正後】： 1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持する <u>ことに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。</u>
58	条項番号：第13条1 コメント：第1項に規定する「実施に当たっての計画」には、次の事項を含む。として、「実施事項の完了時期」や「結果の評価方法」等とあるが、JIS Q 9001：2015では、「品質目標の達成の計画」について要求されている内容であり、「品質マネジメントシステムの計画」の要求（・・・含むとするには細かすぎる記載ではないか。 なお、第13条第2項（品質マネジメントシステムの計画）の解釈案と重複しているため、第23条の解釈を削除したと聞いているが、第3項は主に業務プロセスの計画に関する記載と考えるので、削除するのであれば、むしろ第13条の解釈を削除するべきではないか。	御意見を踏まえ、以下のとおり第13条1の内容を第12条に移行し、以下のとおり修正します。 （解釈第12条1） <u>1 第1項に規定する「品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</u> ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期

		・結果の評価方法
5 9	第十三条第 1 項の解釈の記載は、第 5 章第二十三条と重複した記載となり、この解釈の記載内容は、第十二条（品質目標）の解釈に移すべきではないか。	上記 5 8 で示した考え方を参照下さい。
6 0	7 頁右 上から 10 行目 （解釈第 13 条第 1 項） この解釈の記載内容は、第十二条（品質目標）の解釈に移すべきではないか。 （記載の根拠であろう JISQ9001-2015 では、解釈の記載は 6.2.2 項の品質目標に係る要求事項である。）	上記 5 8 で示した考え方を参照下さい。
6 1	第 1 3 条第 2 項 当該条項の解釈第 2 項では、「・プロセス、組織等の変更・・・」と規定しておりますが、組織等の等とは何を含むのか不明確であるとともに、事業者の組織には原子力施設の保安活動に関わらない組織も存在するため、「・・・原子力の安全を確保する保安活動に係る組織の変更・・・」に適切化すべきと考えます。	御意見を踏まえ、第 1 3 条 2 及を以下のとおり修正します。 なお、事業者の組織については、本規則が原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する規則であり、品質マネジメントシステムが適用される組織の範囲は明確であるため、原案のとおりとします。 【修正前】 （解釈第 1 3 条 2） <u>2</u> 第 2 項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、<u>次の事項を含む。</u> ・プロセス、組織等の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。） 【修正後】 （解釈第 1 3 条 1） <u>1</u> 第 2 項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）<u>を含む。</u> 併せて、第 1 3 条 2 と同様の記載の第 2 3 条 3 についても、個別業務プロセス計画を現行規則の個別業務計画に戻した上で、以下のとおり修正します。 （解釈第 2 3 条 3） 【修正前】 3 第 3 項に規定する「<u>個別業務プロセス計画</u>の策定又は変更」には、<u>次の事項を含む。</u> ・プロセス、組織等の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）

		【修正後】 3 第3項に規定する「<u>個別業務に関する計画</u>（以下「<u>個別業務計画</u>」という。）の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。
6 2	「起こり得る結果」には、次の事項を含むとあるが、以下事項は“起こりうること”ではなく、組織の活動として実施するものである。 ・当該変更による安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置 見直し案 …「考慮しなければならない」において、次の事項を適切に組み合わせて実施する。… （第23条解釈も同様）	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 （解釈第13条3） 【修正前】 （第13条3） <u>3</u> 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、<u>次の事項を含む</u>（第23条第3項第1号において同じ。）。 【修正後】 （解釈第13条2） <u>2</u> 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、<u>組織の活動として実施する次の事項を含む</u>（第23条第3項第1号において同じ。）。
6 3	第十四条の解釈第1項の「組織内及び組織外」という用語が使われているが、規則・解釈の統一的な用語の使い方に従えば、「組織の内部及び組織の外部」とすべきではないか。	第19条では「組織の内外」としていますので、御意見を踏まえ「組織内及び組織外」は「組織の内外」に修正します。
6 4	第15条第1項 当該条項の解釈第1項では、「・・・品質マネジメントシステムの管理、維持等の職務を実施する『要員』として経営責任者に任命された者をいう。」と規定しておりますが、既に規則・解釈の規定条文で明確であるため、削除することが適切であると考えます。	御意見のとおり削除します。
6 5	8 頁右 上から9 行目 （解釈第15条第1項2号） 「日本工業規格」の表現は「日本産業規格」へ修正して頂きたい。	第4条1において「実効性」を定義しており、この解釈にのみ有効性という文言が記載されており不整合なため、本解釈を削除します。 なお、「日本産業規格」については、解釈第19条2にて御意見のとおり修正します。
6 6	第15条第2項 「日本工業規格」は、「日本産業規格」の誤りと思われる。修正いただきたい。	上記65で示した考え方を参照下さい。
6 7	第十六条第3項の解釈に「安全文化の劣化兆候」という記載があるが、この用語は定義されていないので、この用語を定義して頂きたい。	各事業者において目指すべき安全文化のあるべき姿や判断基準が異なるため、安全文化の劣化兆候に関する定義を第2条に

	あるいは、「劣化兆候」という限定的な用語を使わずに、「安全文化の育成及び維持の状況に係る評価」という「規則解釈」の統一用語を使うほうが、明確である。	規定することは困難ですが、御意見を踏まえ、より分かりやすくするため、以下のとおり修正します。 (解釈第16条) 【修正前】 <u>3</u> 第3項に規定する「自己評価」には、<u>安全文化の劣化兆候</u>に係るものを含む。 【修正後】 <u>2</u> 第3項に規定する「自己評価」には、<u>安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野</u>に係るものを含む。 また、他の解釈の「(安全文化の)劣化兆候」についても同様に「弱点のある分野及び強化すべき分野」に修正します。 なお、定義がなくても、「健全な安全文化の育成と維持に係るガイド」と各事業者が定める目指すべき安全文化のあるべき姿とを比較することにより、自らの弱点のある分野及び強化すべき分野を「安全文化の劣化兆候」として特定することは可能であると考えます。
68	第16条第3項 第19条第4項 第20条第2項 「日本工業規格」は、「日本産業規格」の誤りと思われる。修正いただきたい。 「安全文化の劣化兆候」とはどのような状態を指しているのか規則においては、明確ではない。事業者においては、自ら定めるあるべき姿に照らして判断することで良いか。	上記65及び67で示した考え方を参照下さい。
69	第16条第3項 当該条項の解釈第3項では、「・・・安全文化の劣化兆候・・・」と規定しているが、当該規定条文の意図する劣化兆候とは、何をもって劣化兆候と定義するのかを第2条（定義）に定義願います。	上記67で示した考え方を参照下さい。
70	第16条第3項、第19条第4項、第20条第2項” 「安全文化の劣化兆候」とはどのような状態を指しているのか規則においては明確ではない。事業者においては、自ら定めるあるべき姿に照らして判断することで良いか。	上記67で示した考え方を参照下さい。

7 1	第 19 条第 1 項 「外部の組織」に原子力安全推進協会が含まれると考えているが、その解釈で良いか。	御意見の機関が「組織の外部の者」ということであれば、原子力事業者等の組織の外部の人や組織に含まれると考えます。
7 2	9 頁右 下から 4 行目 (解釈第 19 条第 2 項) 解釈の 2 項は JISQ9001-2015 の 9.3.2c)2) と同等といっているのに、9.3.2c)5) も含むとなっているため、修正が必要と考える。 【修正案】 第 3 号に規定する「プロセスの運用状況」とは、J I S Q 9 0 0 1 の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	御意見を踏まえ以下のとおり修正します。 【修正前】 2 第 3 号に規定する「プロセスの運用状況」とは、 <u>J I S Q 9 0 0 1</u> の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況をいい、プロセスの監視測定で得られた結果を含む。 【修正後】 2 第 3 号に規定する「プロセスの運用状況」とは、 <u>産業標準化法(昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号)に基づく日本産業規格 Q 9 0 0 1 (以下「J I S Q 9 0 0 1」という。)</u> の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。
7 3	第 19 条第 2 項 JIS を引用する場合は、正確に記載すべきである。 「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」⇒「プロセスのパフォーマンス、並びに製品及びサービスの適合」	上記 7 2 で示した考え方を参照下さい。
7 4	第 19 条第 2 項、第 20 条第 1 項、第 41 条第 1 項 JIS を引用する場合は、該当箇所の項目番号、項目名を記載すべきである。 「プロセスのパフォーマンス・・・」⇒「9.3.2 マネジメントレビューのインプット c) 3) 「プロセスのパフォーマンス・・・」」 「継続的改善の一環として・・・」⇒「10.3 継続的改善「継続的改善の一環として・・・」」 「改善の機会」⇒「9.3.3 マネジメントレビューからのアウトプット a) 「改善の機会」」 「顧客又は外部提供者の所有物」⇒「8.5.3 「顧客又は外部提供者の所有物」」 ”	本規則では GSR-Part2 の要素も取り入れており、JIS についてのみその引用先を明記する必要性はないものと考え、原案のとおりとします。
7 5	第 1 9 条第 4 項 当該条項の解釈第 4 項では、「第 6 号に規定する健全な安全文化・・・自己評価の結果を含む。」と規定しておりますが、上流側の第 1 6 条で管理者が	第 1 6 条第 3 項の自己評価を、第 1 9 条のマネジメントレビューに用いることについて規定していますので、御意見には当たりません。

	確認すべき業務プロセスの流れが先であると考えます。従って、当該解釈に規定の条文は、16条の解釈に規定することが適切であると考えます。	
76	第19条第4項 「内部監査による安全文化の育成及び維持の状況に係る評価」は、安全文化自体の評価と誤解されないように、品質管理基準規則解釈第4条第8項では「効果的な取組み」とあるのと整合するように、「内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価」とすべきである。	御意見のとおり修正します。
77	第十九条解釈7号（第52条第1項第4号において同じ。）という第52条とのリンクが張られているが、52条は一般的に、不適合管理における「是正措置」の記載であり、特に52条の四号、五号の記載は、マネジメントレビューの改善と重複する内容であり、52条に記載することは過剰ではないか。	第52条第1項第4号は、第19条第1項第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置の実効性」をマネジメントレビューで検討し、必要に応じて講じた措置を変更することを規定したものです。 したがって、第19条第1項第13号と第52条第1項第4号に規定する保安活動の改善のために講じた措置は同じものであることから、解釈も同一としたものであり、原案のとおりとします。
78	条項番号：第19条7 コメント：解釈の文末に「第52条第1項第4号において同じ」とあるが、規則第十九条第1項13号が「保安活動の改善のために講じた措置」であることに対し、第52条は「データ分析から得られた情報に対する是正処置」であるため、内容的にあてはまらないと考えられることから、削除して頂きたい。	上記77で示した考え方を参照下さい。
79	第20条第1項 「マネジメントレビューの・・・措置」に対してJISの「10.3 継続的改善」を引用しているが、JISの「10.3 継続的改善」では、「組織に対して、品質マネジメントシステムの有効性の継続的改善が要求されている。そして、そのために「9.1.3 分析及び評価」と「9.3.3 マネジメントレビューからのアウトプット」の結果を検討する必要があると規定している。」とされていることから、マネジメントレビューのアウトプットの内容に関する解釈としては適切ではない。	御意見を踏まえ、JISとの混同が生じないように、以下のとおり修正します。 【修正前】 1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、 <u>JIS Q9001の「継続的改善の一環として取り組まなければならない必要性」を評価し、又は「改善の機会」を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。</u> 【修正後】 1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、 <u>改善の機会</u> を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。

8 0	10 頁 第 20 条 2 項 「改善策の検討を含む。」とは、「改善策の検討を指示する。」と理解してよいか。（経営責任者が改善を指示し、管理責任者以下が、具体的な改善策を検討することでよいか。）	必ずしも経営責任者からの指示だけではなく、管理者の自己評価や要員からの気づきによる改善策を検討することもあります。
8 1	第二十六条解釈において、「組織外部の者」が、解釈では「利害関係者」になっている。利害関係者は、定義されるべきと思われる。	御意見を踏まえ、「利害関係者」は「組織の外部の者」に修正します。
8 2	「実効性のある方法」には、次の事項を含む。（以下 4 項目）とあるが、これらは「実効性のある方法」ではなく「情報の伝達のための方法」である。なお、外部とのコミュニケーションの方法は、事業者自身が組織内で有効な手順等を組み立て、コミュニケーション相手とその連絡手段を共有することによって初めて有効になると考えます。よって、本条解釈にある 4 項目の“方法”は、事業者が工夫して手順等を組み立てることに対する制約にもなりかねない恐れがあり、要求事項相当とするにはふさわしくないと考えます。 見直し案 「実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない」にあたっては、組織が定めた方法を外部の者と共有することを考慮する。	本解釈は GSR Part2 4.7 の内容を引用したものであり、その趣旨がより明確になるように以下のとおり修正します。 【修正前】 1 第 2 6 条に規定する「 <u>実効性のある方法</u> 」には、次の事項を含む。 【修正後】 1 第 2 6 条に規定する「 <u>組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法</u> 」には、次の事項を含む。
8 3	13 頁 第 27 条 1 項 「手順書等を新規制定する場合、および大きな変更がある場合であって複数の手順書等に変更が及ぶ場合」は、設計開発計画を策定することが要求されている。このような場合、第 1 3 条において要求されている品質マネジメントシステムの変更の計画も策定することが要求されており、二重規定となっている。第 2 7 条の対象から手順書等を削除して頂きたい。	設計開発の対象となる手順書について規定したものであり、第 1 3 条との重複はないため、原案のとおりとします。
8 4	第 2 7 条第 1 項 当該条項の解釈第 1 項では、「・・・設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。・・・」と規定していますが、一般的に設計開発の段階では手順書を設計開発する活動は実施することはありませんが、当該規定条文で規定する『手順書等』とは何を指すのか明記願います。	「手順書等」については、第 5 条第 1 項第 4 号に規定しています。
8 5	15 頁 第 34 条 2 項 ここでいう「品質マネジメント文書」とは、手順書ではなく仕様書も含まれると理解してよいか。	品質マネジメント文書については、品質管理に必要な手順書等よりも上位文書で明確にすることを求めていますので、仕様書を含むか否かについては、これにより明確化された品質マネジメント文書に従い判断することになります。
8 6	15～16 頁 第 34 条 3 項 本項の箇条書き 2 つ目において、一般産業用工業品に対して、技術評価を行わせることとしているが、技術評価させた物品等を納入させた場合、その仕様は一般産業品のものでは無くなる（専ら原子力にて用いられるものにな	供給者等に技術的評価をさせたものを納入させた場合であっても、それが一般産業用工業品として購入したものであれば、一般産業用工業品に該当します。

	る)と理解でよい。その場合、箇条書き2つ目に該当するものは無くなると思われるが、どのような場合を想定しているのか例を示して頂きたい。	箇条書き2つ目は、上記のようなケースを例示として示したものです。
8 7	第三十七条解釈第1項 解釈は JIS Q 9001:2015 の「製造する製品、提供するサービス、又は実施する活動の特性」と「達成すべき結果」がベースと考えられるが、品管規則は個別業務の管理に特化した内容となっているので、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」の下線部は不要と考えます。	保安のために必要な情報は、必ずしも個別業務に限定されず、機器等も含むため、原案のとおりとします。
8 8	「妥当性確認の方法」には、個別業務に関する妥当性確認の方法を変更した場合等において、再度妥当性確認を行うことを含むとあるが、 ・再度の妥当性確認は、「方法」ではない。 ・“再度の確認”は、先ず第一義的には、確認した対象について 4 M (Man, Machine, Material, Method) の変更があった場合がその対象である。これらのことから、以下のように見直しを提案します。 「妥当性確認の方法には、対象とする個別業務の変更があった場合の再確認及び一定の時間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。」	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (解釈第38条) 【修正前】 1 第4項第3号に規定する「 <u>妥当性確認の方法</u> 」には、 <u>個別業務に関する妥当性確認の方法を変更した場合等において、再度妥当性確認を行うこと</u> を含む。 【修正後】 1 第4項第3号に規定する「 <u>妥当性確認</u> 」には、 <u>対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認</u> を含む。
8 9	第三十八条解釈1項 「再度妥当性確認を行う」という趣旨は、個別業務プロセスの方法が変更になった場合であり、「妥当性の方法が変更になった場合」は極めてレアケースであり、要求事項の趣旨にはそぐわない。本稿の記載を削除して、1号の解釈に「個別業務プロセスの方法が変更になった場合には、その方法について再度妥当性の確認を行うことを含む」と記載すべきではないか。	上記88で示した考え方を参照下さい。
9 0	17 頁 規則第38条4項3号および解釈第38条1項 規則の「三 妥当性確認の方法」と解釈の「個別業務に関する妥当性確認の方法」は同義と理解しているが、記載が違うので、別の意味があるようにも見える。同じ記載表現としてはどうか。 もし異義であれば、規則でいう「妥当性確認」の中でも、「個別業務に関する妥当性確認」だけは、これを変更した場合に、再度、妥当性確認が必要という理解でよい。	上記88で示した考え方を参照下さい。
9 1	17 頁右 上から5行目 (解釈第38条1項) JISQ9001-2015 の8.5.1項fでいう妥当性確認は、プロセスの能力を妥当性確認として行う行為であり、本解釈はこの趣旨と判断してよい。	御認識のとおりです。

9 2	第 43 条第 3 項第 1 号の解釈第 43 条第 1 項において、監視測定設備の校正の頻度について、第 23 条の保安活動の個別業務プロセス計画に基づく間隔としているが、カッコ書きで内部監査の頻度も同じと読める「第 46 条第 1 項において同じ。」と記載している。しかし、第 43 条の監視測定と第 46 条の内部監査とは区別されるものであり、内部監査は第 46 条第 3 項に従って監査範囲、頻度を含む内部監査実施計画を策定することになっている。よって、解釈第 43 条第 1 項の「・・・第 23 条第 1 項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう（第 46 条第 1 項において同じ。）。」から「（第 46 条第 1 項において同じ。）」は削除すべきである。	御意見のとおり修正します。
9 3	第 46 条第 1 項 IAEA のグロッサリー 2018 年版によれば独立アセスメントの独立の程度は、客観的評価を行う部門に限られるものではないことから、「影響度低施設においては」は削除して良いのではないかと。 発電炉に対して客観的評価を行う部門が実施することを要求するのであれば、別途定めるべきである。	IAEA の Glossary の independent assessment に関する定義の information に、独立した評価を行う者は、評価される作業に直接参加しない、とありますので、同様の考え方であると考えます。 なお、「影響度低施設においては」については、上記 8 で示した考え方を参照下さい。
9 4	第 48 条第 2 項（下） 誤記訂正（誤 「2 項」、正 「3 項」）が必要 第 48 条第 3 項 誤記訂正（誤 「3 項」、正 「4 項」）が必要	御意見のとおり修正します。
9 5	第 48 条第 5 項の 2 つめの解釈について、解釈第 48 条第 2 項の項番号が重複しているため、修正すべきである。	上記 9 4 で示した考え方を参照下さい。
9 6	第 48 条解釈 2 ●影響度低施設のみにおいて、外部の要員に使用前事業者検査等を実施させることができるように読めます。例えば、現状の実用炉における溶接事業者検査のように、第三者の検査機関を活用することで、社内での組織独立よりもより一層高い中立性及び信頼性を確保することができるため、この記載は不適切と思われます。重要度高施設においても外部の要員による使用前事業者検査等が実施できるよう記載を修正願います。 ●解釈 2 が 2 つあります。誤記と思われるため修正願います。	上記 5、1 6 及び 9 4 で示した考え方を参照下さい。 なお、上記 5 で示した考え方とおり、本規則第 4 条第 6 項及び解釈第 2 1 条 1 に記載のとおり、実用炉においても外部委託は可能であり、御指摘の外部の要員による使用前事業者検査等の実施も可能です。 このことは既に上記規則及び解釈に記載しているため、原案のとおりとします。
9 7	第 4 8 条第 2 項 当該条項の解釈第 2 項では、「第 5 項に規定する・・・使用前検査等の中立性及び・・・」と規定しておりますが、中立性の要求事項が解釈では不明確であるため、第二条（定義）において明確に記載することが適切であると考えます。	中立性は一般的な用語ですので、原案のとおりとします。

98	第48条解釈第2項 使用前事業者検査等の独立性に関しては、工事の施工箇所との独立性を確保することだと認識しており、規則第5項の「その対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者」の記載では、発電室（運転員）なども対象と読めてしまう。また「個別業務を行う者」の記載は個別業務が何を指すのか不明確であることから、「その対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者」を「その対象となる機器等を所管する者」に記載を修正して頂きたい。 2018年7月2日 第19回検査制度見直しWG資料「事業者検査の独立性確保方針」において、組織的独立のケースとして、「検査業務を委託した第三者（構内常駐業者等を含む）の者」が具体的に示されており、当社では一部、委託による対応を検討している。 このことから、第2項の「影響度低施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等又は個別業務に直接関与していない者又は組織の外部の要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。」の記載に関して、影響度高施設においても「組織の外部の要員」に使用前事業者検査等を実施させることができると認識しており、「影響度低施設においては、」の記載は削除頂きたい。 また、「当該使用前事業者検査等の対象となる機器等又は個別業務に直接関与していない者又は組織の外部の要員に」の記載に関して、「当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の施工に直接関与していない者又は組織の外部の要員に」に修正して頂きたい。	御意見を踏まえ、規則及び解釈を以下のとおり修正します。 （規則第48条） 【修正前】 5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する<u>者</u>をその対象となる機器等を使用する<u>者</u>又は<u>個別業務を行う者</u>と部門を異にする<u>者</u>とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。 【修正後】 5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する<u>要員</u>をその対象となる機器等を<u>所管する部門に属する要員</u>と部門を異にする<u>要員</u>とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。 （解釈第48条） 【修正前】 2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する<u>者</u>をその対象となる機器等を使用する<u>者</u>又は<u>個別業務を行う者</u>と部門を異にする<u>者</u>とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保」するに当たり、<u>影響度低施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等又は個別業務に直接関与していない者又は組織の外部の要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。</u> <u>2 第5項に規定する「その他の方法」には、第22条に規定する力量を持った要員に使用前事業者検査等を実施させることを含む。</u> <u>3 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、例えば、同一部署内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行い、相互に便宜を図り得る関係にないことをいう。</u>
----	---	---

		【修正後】 2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保」するに当たり、<u>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。</u> 3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、<u>使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。</u> 4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、<u>使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。</u>
99	第四十八条第5項及び解釈第2項において、「…使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とすること…」とあるが、この内、「機器等を使用する者」は、発電用原子炉設置者の場合、保全を行う保守部門に加えて運転を行う発電部門も含まれるように受け取れる。保守部門が工事を行い、その機能性能に係る検査を発電部門が実施する場合があるため、発電部門が含まれないようにしていただきたい。例えば、解釈に「「機器等を使用する者」とは、例えば、発電用原子炉設置者の場合、保全を行う課室に所属する者をいい、専ら発電を行う部門を除く。」等を追記していただきたい。	上記98で示した考え方を参照下さい。
100	「3 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、例えば、同一部門内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行い、相互に便宜を図り得る関係にないことをいう。」とあります。 この文書の意図は、同一部門内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と	上記98で示した考え方を参照下さい。

	異なる課室の使用前事業者検査等を行った場合においても、相互に便宜を図り得ることがないようにすることが必要との理解で良いでしょうか。	
101	委託した第三者が検査前事業者検査等を実施することができることを明確に解釈できるように、以下に示す下線部の記載を追記頂きたい。 「第5項に規定する「その他の方法」には、第22条に規定する力量を持った要員（要員を調達する場合を含む）に使用前事業者検査等を実施することを含む。」 これに関連して、第22条解釈第2項の記載についても、下線部を追記頂きたい。「第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用、又は委託することを含む。」 「第5項に規定する「その他の方法」には、・・・」から始まる項が「2」となっているが、正しくは「3」と思われるので修正頂きたい。	上記5、94で示した考え方を参照下さい。
102	委託した第三者が検査前事業者検査等を実施することができることを明確に解釈できるように、次に示すとおり記載を追記頂きたい。 「第5項に規定する「その他の方法」には、第22条に規定する力量を持った要員（要員を調達する場合を含む）に使用前事業者検査等を実施することを含む。」 これに関連して、第22条解釈第2項の記載についても、次のとおり追記頂きたい。「第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用、又は委託することを含む。」 「第5項に規定する「その他の方法」には、・・・」から始まる項が「2」となっているが、正しくは「3」と思われるので修正頂きたい。	上記5、94で示した考え方を参照下さい。
103	解釈 第四十八条 第3項（機器等の検査等） 事業者における独立性については、過去、検査制度の見直しに関する検討WGの第15回（平成30年2月20日）、第16回（平成30年3月19日）、第19回（平成30年7月2日）の議論を踏まえて、新検査制度の実運用に向けて、事業者検査の信頼性を十分なレベルで維持し、原子力安全を確保していくため、個々の事業者の状況に応じて独立性を確保する具体的な方法について検討を進めているところである。 規則としてはパフォーマンスベースとした規則とし、個別具体的な独立性の確保の結果については、実質的な独立が確保されているかの観点が重要と考えることから、以下の通り、当該条項について変更していただきたい。 また、下記に示す「部門」を「所管」と変更することが難しい場合は、「部門」はどの単位（規模）を指すのか解釈等で明確にしていきたい。 【変更案】	上記98で示した考え方を参照ください。 また、「部門」については、上記1で示した考え方のとおり、定義を追記しています。

	(本文) 第四十八条 第5項 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等の作業を実施した者と所管を異にするの者とする事又はその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。 (解釈) 第四十八条 第2項 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等の作業を実施した者と所管を異にするの者とする事又はその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性・・・ (解釈) 第四十八条 第3項 「同一部署内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行い、相互に便宜を図り得る関係にないことをいう。」を「同一部署内であっても異なる課室に所属する要員の責任において、所属先の異なる課室の使用前事業者検査等を行うことにより、中立性および信頼性を確保することをいう。」	
104	第48条 第5項（解釈3、4） <内容> 解釈3の記載内容については、「力量を持った要員」であれば、解釈4の同一の「課室」に所属する者であっても使用前事業者検査等を実施することで「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれない」と理解したが、このような考え方で間違いはないか。 また、解釈4は、同一部署内の（いわゆる）「襻がけ」による使用前事業者検査等の実施（例えば、保全部の原子炉課とタービン課が相互に使用前事業者検査等を実施）は、「相互に便宜を図り得る関係にない」に対して否定するような記載としているが、一律に否定するのではなく、第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、例えば、同一部署内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行った場合においても、相互に便宜を図り得る関係にないことをいうような記載とし、事業者の裁量の余地を残すべきではないか。	「力量を持った要員」が使用前事業者検査等を実施し、当該検査等を実施する要員と、当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が別の部門に所属していることが求められます。 また、「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」については、御意見を踏まえ修正しており、上記98で示した考え方を参照下さい。
105	21頁 第48条3項 本項の意図は、「相互に便宜を図り得る関係にはならない」方法の例として、「同一部署内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の	上記98で示した考え方を参照下さい。

	使用前事業者検査等を行う」方法がある(許容されている)という理解でよい か。 なお、記載のケースの場合、担当者のみの権限で検査は完結すること はなく、上位の管理者や必要に応じて主任技術者が関与することから牽制が働 くことから、便宜を図りうる関係とはならない体制としている。また、第 19 回 検査制度の見直しに関する WG において、記載のケースは許容されているが、 経緯を知らない者がこの文章を読んだ場合に、許容されるとも許容されな いとも読めることから、解釈の文章としては、許容される例であることが分か るよう修正したほうがよいのではないか。	
106	(機器等の検査等)3項に「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損な われないこと」の例として、「同一部署内の異なる課室に所属する要員同士 が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行い、相互に便宜を図り得る 関係にないこと」と記載されているが、異なる課室による検査のやり方では いけないようにも読み取れる。 第15回、第16回及び第19回検査見直しWGの場で、独立性の議論をし た際に、異なる課室による検査のやり方(原子炉課に対するタービン課)で 検査の独立性を確保する例をお示しし、検査の独立性確保の方向性について 統一の認識がはかられたと認識している。現場が混乱しないよう記載の見直 しをお願いしたい。 記載例「同一部署内の異なる課室に所属する要員が所属先と異なる課室の使 用前事業者検査等を行うなど組織的に独立した関係であることをいう」 一連の検査制度見直しのWGや面談での議論について 検査の独立性の確保の目的は、発電炉を例にとると工事を請け負った協力企 業と事業者の当該工事担当部署が癒着のような関係となり、正当な判定行為 が歪められないよう、当該工事担当部署とは異なる組織の者が検査を行うよ う配慮するためのものと認識している。事業者側の意見として、『そもそも 架空取引がないよう、発注した工事が仕様書どおりに行われたことを確認し た上で検収する義務があり、公正に確認行為を実施している。またその実施 状況についても社内内部監査を通じて社内外の組織に対し、品質保証規程の 遵守という観点で確認されている。』という点について説明してきた。その 上で先般検査の独立性確保の方向性について統一の認識がはかられた内容 は、更に別組織を加えて別の視点で検査を行おうとしているものであり、検 査の独立性の確保の目的は十分果たせるとして共通に認識がはかられたと 考えている。	上記98で示した考え方を参照下さい。
107	設備を所管している課がお互いに検査する「たすき掛け」の体制でないこと が示されていますが、検査の独立性は、個々の事業者の状況に応じ、事業者	上記94及び98で示した考え方を参照下さい。

	のリソースを適正に配分して検査の信頼性を高め、これにより原子力安全を確保していくよう、パフォーマンスベースの規則にすべきと考えます。 よって、次の下線部のとおり修正頂きたい。 「3 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、例えば、同一部門内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行なった場合でも、相互に便宜を図り得る関係にないことをいう。」 「第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が・・・」から始まる項が「3」となっているが、正しくは「4」と思われるので修正頂きたい。	
108	設備を所管している課がお互いに検査する「たすき掛け」の体制でないことが示されていますが、検査の独立性は、個々の事業者の状況に応じ、事業者のリソースを適正に配分して検査の信頼性を高め、これにより原子力安全を確保していくよう、パフォーマンスベースの規則にすべきと考えます。 よって、次のとおり修正頂きたい。 「3 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、例えば、同一部門内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行なった場合においても、相互に便宜を図り得る関係にないことをいう。」 「第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が・・・」から始まる項が「3」となっているが、正しくは「4」と思われるので修正頂きたい。	上記94及び98で示した考え方を参照下さい。
109	・品管規則の解釈第48条解釈4 中立性及び信頼性が損なわれないこととは、例えば、「同一部署内の異なる課室に所属する要員同志が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行い、相互に便宜を図り得る関係にないことをいう。」のかぎ括弧内については、「相互に便宜を図り得る関係にないことをいう。」に見直していただきたい。 事業者は、相互に便宜を図って検査を緩くすることがないよう、安全文化の育成と維持の活動を行い、安全を最優先して業務を行っている。 また、品管規則第四十八条第5項（括弧書き）のとおり、「部門を異にする者」が使用前事業者検査等を実施することは、独立性を担保するための要件であると考えられる。	上記98で示した考え方を参照下さい。
110	第48条第3項 本項については、規則第四十八条第5項に記載されている、「原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事	上記98で示した考え方を参照下さい。

	業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とする事その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保しなければならない。」によって十分な理解が可能であり、解釈から削除してはどうか。	
1 1 1	条項番号：第48条3 コメント：解釈3号にて「例えば、同一部署内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行い相互に便宜を図り得る関係にないことをいう」と、例示が示されているが、以下の理由から、この例示は削除して頂きたい。 ・第19回検査制度見直しWG等で、事業者検査の独立性確保について、工事実施箇所とは別の組織（原子炉課に対するタービン課を含む）とする旨を説明し、問題ないとされている。 ・検査は「技術上の基準に適合するもの等の確認」が目的であり、同一部署内の異なる課室に所属する要員同士が行う検査であったとしても、検査を実施する要員はその目的達成に向けて強い意志をもって検査の合否判定を実施するものなので、検査の中立性および信頼性が確保されていると考える。 ・「相互に便宜を図り得る関係にないこと」とあるが、どのような体制を組んだとしても、その立証は難しいこと、および、日常的な安全文化の育成・維持活動の中で、不正防止に関する意識の高揚も図られていることから、このような事象は考えにくい。	上記98で示した考え方を参照下さい。
1 1 2	第五十条新解釈第1項に対する意見 「全てのプロセス、それぞれのプロセスについて、実効性及び実施状況の分析を行い」という解釈の要求は、原子力施設は様々な大小のプロセスで構成されているため実行不可能な要求となっているように思われる。 本稿の趣旨は、「データ分析の結果、脆弱性が確認されたプロセスについては、改善を実施する」ことが趣旨なので、そのような記載に修正をお願いしたい。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】： 1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価」には、<u>全てのプロセスにおいて原子力の安全を確実なものとするため、それぞれのプロセスの実効性及び実施状況の分析により、当該品質マネジメントシステムの改善の必要性について評価することを含む。</u> 【修正後】： 1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、<u>品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。</u>

1 1 3	条項番号：第50条1 コメント：「全てのプロセスにおいて原子力の安全を確実なものとするため、それぞれのプロセスの実効性及び実施状況の分析により、当該品質マネジメントシステムの改善の必要性について評価することを含む」と記載されているが、「全てのプロセス」との記載は実行が不可能であり、原子力安全の向上に向けたグレード分けの要求事項にも合致しないことから、「全てのプロセスにおいて」は削除して頂きたい。	上記1 1 2で示した考え方を参照下さい。
1 1 4	第五十二条 3号．解釈に以下を追加すべきではないか； ・根本的な原因を究明するとは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用の観点から分析することが含まれる。 またこれに伴い、イ項の解釈から、「・技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を削除すべきである。	第52条解釈1において、不適合その他の事象の分析には技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含むとしています。根本的な原因究明は、本分析に包含され、当該分析の結果、原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に対して行うものであり、規定内容は整合しているため、原案のとおりとします。
1 1 5	第52条第2項 当該条項の解釈第2項では、「第1項第6号に規定する・・・安全文化との関係を整理することを含む。」と規定しておりますが、解釈の規定条文が曖昧な規定条文の要求事項であるため、『関係の整理』を明確にした規定条文に適正化を図る必要があると考えます。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】： 2 第1項第1号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、<u>日常の業務プロセスについてのマネジメントや安全文化</u>との関係を整理することを含む。 【修正後】： 2 第1項第1号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、<u>日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野</u>との関係を整理することを含む。
1 1 6	・解釈 第53条第1項 本項の解釈に記載のある「他の原子力施設で発生した事象」と、解釈第2条第6項にて定義している「他の原子力施設等」を使い分けている意図を明確にして頂きたい。	御意見を踏まえ第2条第2項第7号及び第53条第1項に規定する「他の原子力施設等」は、「原子力施設その他の施設」に修正します。
1 1 7	「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」第五十三条第1項の解釈に記載された内容は、「・・・含む」となっているが、単に規則第1項を説明しているに過ぎないと考えられるため、削除してはどうか。	未然防止処置の対象として、収集した情報を分析し、特定した問題を含むことを具体的に例示したものであり、単に説明しているだけではないため、原案のとおりとします。

提出意見とこれに対する考え方

3. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	規則 第十七条、第五十五条及び解釈 現行の第十七条の「・・・第一号から第七号まで及び第十五号の規定については、使用前に適用されるものとする。」は、材料及び溶接に係る規定は設計建設時点でしか適用しようがないことから施設時の設計建設段階に適用するものとする。（第五十五条においても同様） 改正後では、「・・・使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。」と規定されているが、解釈において『・・・「・・・使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する」とは、使用前に適用することをいう。』とあるが、規則の「使用前事業者検査の確認を行うまで」が優先されると考えると、適用範囲や対象機器が、設工認対象に限定されているように解釈できる。 よって、規則を従前の「使用前に適用される」から変更すべきでないと考える。	「使用前に適用される」については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）の改正により、使用前検査が廃止され使用前事業者検査になったことを踏まえ、第1号から第7号まで及び第15号の規定については、発電用原子炉設置者が実施する使用前事業者検査の確認（改正後の原子炉等規制法第43条の3の11第2項）を行うまでの間適用するとしたものです。したがって、原案のとおりとします。
2	第十七条及び第五十五条 改正部の記載「…使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。」について、同規則別表第一に定める設工認手続きが不要の工事については”使用前確認”の手続きが不要であるため適合が継続してしまう。「…使用前事業者検査を行うまでの間適用する。」等の記載により適用範囲を明確にしていきたい。	上記1で示した考え方を参照下さい。
3	第17条、第55条 「使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する」とありますが、その解釈では「使用前に適用することをいう。」とされており、現行の技術基準規則どおりとなっています。これについて、使用前事業者検査の対象ではない設備についても、現行どおり使用前に適用されるという理解でよろしいでしょうか。	第17条に規定されるクラス1機器及びクラス1支持構造物、クラス2機器及びクラス2支持構造物、クラス3機器、クラス4管、原子炉格納容器及び原子炉格納容器支持構造物、炉心支持構造物は、原子炉等規制法第43条の3の11第2項に規定する使用前事業者検査の確認の対象です。

提出意見とこれに対する考え方

4. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	第17条第2項 「使用前に適用する」の”使用前”の定義を明示していただきたい。同上第11項（改正前）記載に合わせて”現に施設し、又は着手した設計基準対象施設についてはその設計・施設時に適用する”等の記載が良いと考える。	「第一項に規定する「法第四十三条の三の十一第二項に定める使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する」とは、使用前に適用することをいう。」と明確になっています。使用前に適用する対象を明確にするために、以下のとおり修正します。 (解釈第17条) 【修正前】 2 第一項に規定する「法第四十三条の三の十一第二項に定める使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する」とは、 <u>使用前に適用することをいう。</u> 【修正後】 2 第一項に規定する「法第四十三条の三の十一第二項に定める使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する」とは、 <u>設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の使用前に適用することをいう。</u>
2	第17条第11項 改正部の記載「ただし、施設時に「設計・建設規格2005（2007）」又は「設計・建設規格2012」及び「材料規格2012」が適用されていない設計基準対象施設については、施設時に適用された規格によること。」とすると、これから施設する設計基準対象施設についてはあり得ない記載となる。改正前の記載の方が明確化されていたと考える。	ただし書は、施設した時に「設計・建設規格2005（2007）」又は「設計・建設規格2012」及び「材料規格2012」が適用されていない設計基準対象施設について規定したものであり、これから施設する設計基準対象施設は「設計・建設規格2005（2007）」又は「設計・建設規格2012」及び「材料規格2012」によるか、技術基準規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠がある場合となります。
3	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、「技術基準規則」という。）第17条及び第23条に対する解釈について改正することとしているが、技術基準規則第15条第2項に対する解釈において「また、試験及び検査には、原子炉等規制法第43条の3の11（使用前検査）、同法第43条の3の13（溶接安全管理検査）、同法第43条の3の15（施設定期検査）及び同法第43条の3の16（定期安全管理検査）に規定する	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (解釈第15条) 【修正前】 1 第2項に規定する「保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない」とは、発電用原子炉施設

	検査並びに・・・」と記載があり、今回の法改正で変更・削除となる内容を含んでいるため、本解釈も合わせて改正し、法改正の内容を反映したほうが適切でないか。	が所要の性能を確認するために必要な保守及び点検が可能な構造であり、かつ、そのために必要な配置、空間等を備えたものであること。また、試験及び検査には、原子炉等規制法第43条の3の11（使用前検査）、同法第43条の3の13（溶接安全管理検査）、同法第43条の3の15（施設定期検査）及び同法第43条の3の16（定期安全管理検査）に規定する検査並びに技術基準規則第21条、同規則第32条第4項、同規則第35条第7号、同規則第44条第1号ハ、同条第2号ホ及び同条第5号ロに規定する試験を含む。 【修正後】 1 第2項に規定する「保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない」とは、発電用原子炉施設が所要の性能を確認するために必要な保守及び点検が可能な構造であり、かつ、そのために必要な配置、空間等を備えたものであること。また、試験及び検査には、原子炉等規制法第43条の3の11（使用前事業者検査等）及び同法第43条の3の16（定期事業者検査）に規定する検査並びに技術基準規則第21条、同規則第32条第4項、同規則第35条第7号、同規則第44条第1号ハ、同条第2号ホ及び同条第5号ロに規定する試験を含む。
4	第55条2,6～13 第17条2の新設により、改正前の第17条2～20は改正後に第17条3～21となることから、第55条2及び第55条6～13にて準用している「本規定第17条○を準用する」に反映する。	御指摘のとおり修正します。
5	別紙4-2-1 別記-5 試験研究炉、サイクル施設等の技術基準解釈案（別紙4-2-3～8）の「別記」においては、実用発電炉の技術基準により確認された溶接施工法、溶接士の適用を要求している、または「同等と認められるもの」としての適用を認める記述となっておりますが、その逆、例えば再処理施設又は加工施設向けの溶接施工法、溶接士について実用発電炉への適用を認める規定は新たに設けられないのでしょうか。 再処理／加工施設の溶接施工法及び溶接士に係る規定案（再処理施設の技術基準解釈案（別紙4-2-4）別紙-2（P.132～）及び別紙-3（P.141～）並びに加工施設の技術基準解釈案（別紙4-2-5）別紙-2（P.207～）及び別紙-3（P.210～））と実用発電炉の規定とを比較する	試験研究炉や再処理施設等の溶接施工法は、過去に溶接施工法の認可を受けたもののうちには、溶接規格2007年版、2012年版と必ずしも同等とはいえない場合があることから、原案のとおりとします。 溶接士については、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈別記-5 3.（3）において、同等と認められるものとして、従来からイ c）を挙げています。

	と、基本的に再処理／加工施設の規定は実用発電炉の規定に腐食試験や色調検査等の追加要件が付された内容となっており、同等以上と認められるものと考えられます。 再処理／加工施設向けの溶接施工法及び溶接士の実用発電炉への適用については、発電炉設置者が同等性について問題ないと判断することより、適用は可能であると考えられますが、NRAによる原子力規制検査においてその都度説明を求められることは不合理であり、それが理由となって再処理／加工施設向けの溶接施工法及び溶接士の実用発電炉への適用が妨げられることがないよう、あらかじめ規定を設けていただくことが合理的な運用に繋がるものと考えられます。	
6	別紙４－２－１ 別記－５ 別記－５「日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって」３．第３部溶接士技能認証標準（４）溶接士技能認証標準に適合する溶接士技能の有効期間 ロにおいて、溶接士技能の有効期間の更新に係る規定がございます。ここで、更新するために必要となる作業経歴として、炉規制法の各原子力施設の溶接検査の条項が挙げられておりますが、溶接検査が使用前事業者検査に統合されるに伴い当該条項は削除されるため、改正後の条項に改めるなどの手当てが必要ではないでしょうか。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (別記－５「日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって」) 【修正前】 ３．第３部 溶接士技能認証標準 (３) 溶接士技能認証標準と同等と認められるもの(「溶接規格2007」及び「溶接規格2012(2013)」) (略) イ 自動溶接機を用いない溶接士について a) 及びb) (略) c) <u>核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第16条の4、第28条の2又は第46条の2に規定する認可を受けた溶接の方法において確認を受けた者であって、当該確認を受けたときに所属していた溶接施工工場に所属している者が溶接を行う場合</u> ロ (略) (４) 溶接士技能認証標準に適合する溶接士技能の有効期間 (「溶接規格2007」及び「溶接規格2012(2013)」) イ (略) ロ (略) a) <u>核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の13の検査に適合していることが確認された場合</u> b) 次に掲げる検査のいずれかに合格した場合

		・船舶安全法（昭和 8 年法律第 1 1 号）第 5 条又は第 6 条の検査 ・ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 4 7 年労働省令第 3 3 条）第 7 条又は第 5 3 条の検査 ・高圧ガス保安法（昭和 2 6 年法律第 2 0 4 号）第 5 6 条の 3 の検査 ・<u>核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 1 6 条の 4、第 2 8 条の 2、第 4 3 条の 1 0、第 4 6 条の 2、第 5 1 条の 9 又は第 5 5 条の 3 の検査</u> 【修正後】 3. 第 3 部 溶接士技能認証標準 (1) 及び (2) (略) (3) 溶接士技能認証標準と同等と認められるもの（「溶接規格 2007」及び「溶接規格 2012 (2013)」） (略) イ 自動溶接機を用いない溶接士について a) 及び b) (略) c) <u>原子炉等規制法第 1 6 条の 2 第 1 項、第 2 7 条第 1 項又は第 4 5 条第 1 項の規定に基づき受けた設計及び工事の方法において溶接士の技能の確認を受けた者であって、当該確認を受けたときに所属していた溶接施工工場に所属している者が溶接を行う場合</u> ロ (略) (4) 溶接士技能認証標準に適合する溶接士技能の有効期間（「溶接規格 2007」及び「溶接規格 2012 (2013)」） イ (略) ロ (略) a) <u>原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 1 1 第 2 項の確認をした場合</u> b) 次に掲げる検査のいずれかに合格し又は確認をした場合 ・船舶安全法（昭和 8 年法律第 1 1 号）第 5 条又は第 6 条の検査 ・ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 4 7 年労働省令第
--	--	---

		33条) 第7条又は第53条の検査 ・ 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号) 第56条の3の検査 ・ <u>原子炉等規制法第16条の3第2項、第28条第2項、第43条の11第2項、第46条第2項、第51条の8第2項又は第55条の2第2項の確認</u>
--	--	--